

目次

第1章 基本的な考え方

- 1 世界の動向と国内の取り組み…………… 1
- 2 豊前市の取り組み…………… 3
- 3 計画の目的…………… 5

第2章 実施計画

- 意識啓発と慣習・しきたりの見直し…………… 11
 - (ア) 男女共同参画社会に向けた啓発活動の充実…………… 11
 - (イ) 男女共同参画の視点に立った学校教育の推進…………… 16
 - (ウ) 地域の慣習・慣行の男女共同参画の視点に立った見直し…………… 20

 - 政策・方針決定への男女共同参画の推進…………… 23
 - (ア) 市の管理職登用における男女間格差の解消…………… 23
 - (イ) 審議会・委員会等における女性委員の登用促進…………… 26
 - (ウ) 各種地域団体などの意思決定の場への女性の参画促進…………… 29

 - 家庭生活と他の活動の両立支援…………… 31
 - (ア) 多様なライフスタイルに対応した育児介護支援策の充実…………… 31
 - (イ) 女性のための就業支援の促進…………… 38
 - (ウ) 事業者および従業員に対する意識啓発の促進…………… 41
 - (エ) 農業を含めた自営業家庭での就労のあり方の見直しの推進…………… 43

 - 人権の尊重と生涯を通じた健康づくり…………… 47
 - (ア) あらゆる暴力の根絶…………… 47
 - (イ) 生涯にわたる健康づくりの推進…………… 51

 - 市民協働の推進体制づくり…………… 55
 - (ア) 庁内の推進体制づくり…………… 55
 - (イ) 男女協働の視点に立った地域づくりの推進…………… 57
-

附属資料

1	豊前市男女共同参画審議会規則	61
2	豊前市男女共同参画審議会委員名簿	63
3	豊前市男女共同参画行動計画策定経過	64
4	関連年表	65
5	関連諸法	69
6	用語解説	82

1. 世界の動向と国内の取り組み

(1) 世界の動向

1975（昭和50）年に国際婦人年世界会議（第1回世界女性会議）が開催され、その後の「国連婦人の10年」の行動の指針となる「世界行動計画」が採択されました。1979（昭和54）年の国連総会では、あらゆる分野における女性差別の撤廃を目指す「女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約」（「女子差別撤廃条約」）が採択されました。1980（昭和55）年には第2回世界女性会議が、さらに1985（昭和60）年には第3回世界女性会議が開催され、西暦2000年に向けて各国等が効果的措置をとるためのガイドラインとなる「婦人の地位向上のためのナイロビ将来戦略」が採択されました。1995（平成7）年には第4回世界女性会議が北京で開かれ、教育、人権など12の重大問題領域における戦略目標と取るべき行動を定めた「行動綱領」が採択されました。また、行動綱領ではあらゆる政策や計画にジェンダーの視点を反映させることが求められています。2000（平成12）年には、行動綱領の実施状況の評価とその完全な実施に向け、ニューヨークにおいて国連特別総会・女性2000年会議が開催され、「政治宣言」と「北京宣言と行動綱領実施のためのさらなる行動とイニシアティブ」（いわゆる「成果文書」）が採択されました。

(2) 国の取り組み

このような国際的な動向に呼応し、日本では1975（昭和50）年、総理府に「婦人問題企画推進本部」が設置され、1977（昭和52）年には最初の国内行動計画が策定されました。また、国籍法の改正や男女雇用機会均等法の制定など国内の法整備を進め、1985（昭和60）年に女子差別撤廃条約を批准しました。1987（昭和62）年には「西暦2000年に向けての新国内行動計画」が策定され、1991（平成3）年にはその第一次改定が行われました。1994（平成6）年には、全閣僚を構成員とする「男女共同参画推進本部」が設置され、総理府に「男女共同参画室」および「男女共同参画審議会」が設置されるなど、推進体制の強化が図られました。また、1992（平成4）年には家族的責任を有する男女労働者の平等を定めた IL0156号条約を批准しました。1996（平成8）年には、「行動綱領」や男女共同参画審議会による答申「男女共同参画ビジョン」等を受け、「男女共同参画2000年プラン」が策定されました。そして1999（平成11）年6月、男女共同参画社会の実現を21世紀の最重要課題と位置づける「男女共同参画社会基本法」が

行動綱領 81 ページ参照

IL0156号条約 81 ページ参照

国籍法の改正 82 ページ参照

男女雇用機会均等法 82 ページ参照

制定され、2000(平成12)年12月には基本法に基づく初めての国内行動計画となる「男女共同参画基本計画」が策定されました。2001(平成13)年1月には、中央省庁等改革に伴い、「男女共同参画審議会」が「男女共同参画会議」に、「内閣総理大臣官房男女共同参画室」が「内閣府男女共同参画局」となり、組織の拡充が図られました。その他、2001(平成13)年に「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」が制定されるなど、男女共同参画社会の実現に向けた取り組みが進められています。

(3) 福岡県内の取り組み

福岡県においても、「国内行動計画」を受け、1978(昭和53)年に「福岡県婦人関係行政推進会議」および「福岡県婦人問題懇話会」が、さらにその翌年には「婦人対策室」(現在の「男女共同参画推進課」)が設置されました。1980(昭和55)年には「婦人問題解決のための福岡県行動計画」が、1981(昭和56)年には「第2次福岡県行動計画」が策定されました。さらに、1996(平成8)年には「第3次福岡県行動計画」が策定され、また、男女共同参画社会の実現に向けた拠点施設として、「福岡県女性総合センター・あすばる」(現在は「福岡県男女共同参画センター・あすばる」に名称変更)がオープンしました。2000(平成12)年には条例および計画についての検討、提言を行う「男女共同参画社会づくり検討委員会」が設置され、2001(平成13)年10月に「福岡県男女共同参画推進条例」を制定、2002(平成14)年3月には条例および男女共同参画社会基本法に基づき「福岡県男女共同参画計画」が策定されました。福岡県内の各市町村においても男女共同参画社会を目指す取り組みが行われており、2004(平成16)年1月現在、男女共同参画に向けた計画は、27の市町村で策定されています。また、北九州市、久留米市、福岡県を初めとした8市町村においては条例が制定され、筑紫野市、春日市、大野城市、福岡県、二丈町、築城町で男女共同参画都市(まち)宣言をしています。

2. 豊前市の取り組み

豊前市においても、男女共同参画のまちづくりに向けて、これまでに様々な取り組みを行ってきました。

まず、市民を対象とした事業として1997(平成9)年度から働く婦人の家で女性セミナー(平成13年度～「男女共同参画セミナー」)を開催し、『わが町“ぶぜん”づくり』を視点に男女共同参画を含めた様々な問題についての学習の機会を提供してきました。2001(平成13)年度は、あすばる出前講座を開催し、男女共同参画の視点を前面に打ち出した講演会を4回連続で開催し、国の男女共同参画基本法等の周知に努めました。また、同年8月、市民3,000人を対象とし、男女共同参画の観点から豊前市の現状を分析、把握し、今後の施策を推進する際の基礎資料とすることを目的として「男女共同参画社会づくりにむけての市民意識調査」を実施しました。

2002(平成14)年度からは「ぶぜん男女共同参画まちづくり講演会」を年3回開催、子育てや働き方、ドメスティック・バイオレンスなどの多様なテーマについて、継続した学習機会の提供を行っています。

2003(平成15)年度は、市民と協働して施策を推進するための市民リーダー育成を目指した「男女共同参画リーダー研修会」や、「男女共同参画ビデオ鑑賞会」を企画するなど、学習機会の拡大と内容のさらなる充実を図っています。

また、市民に対する啓発だけではなく豊前市庁内においても、1998(平成10)年に市の女性係長7名からなる「女性行政推進懇談会」を開催、さらにその翌年には「女性職員連絡会議」を設置し、豊前市役所内での女性問題の現状等について定期的に意見交換を行うなどの取り組みを進めてきました。1999(平成11)年より総務課秘書広報係に男女共同参画担当の職員を1名配置し、男女共同参画のまちづくりに向けた取り組みを本格的に開始し、2002(平成14)年4月には庁内の機構改革に伴い人権課に「男女共同参画係」を新設しました。

2002(平成14)年6月、一般公募による委員3名を含む16名の委員からなる「豊前市男女共同参画推進懇話会」を設置し、約10ヶ月にわたる熱心かつ活発な研究、討議が行われ、2003(平成15)年3月、豊前市における男女共同参画社会づくりを推進するにあたっての5つの重点項目が挙げられた「豊前市男女共同参画推進懇話会提言書 ～ためらわず・こだわらず・自分らしく今一步～」が市長に提出されました。この提言を受け、同年5月に「第1回豊前市男女共同参画シンポジウム ～ためらわず・こだわら

ず・自分らしく今一步～」を開催し、意識調査や提言書の内容は、広報ぶぜんや市のホームページで継続して市民にお知らせしてきました。

2003（平成15）年1月に策定された「第4次豊前市総合計画」においては、「男女共同参画社会の確立」を重点施策の一つとして掲げ、男女共同参画のまちづくりを推進する姿勢を明確にしました。同年8月には豊前市の男女共同参画行政について調査審議を行う機関として、一般公募の市民2名を含む10名の委員からなる「男女共同参画推進審議会」を設置し、豊前市における男女共同参画のまちづくりの実現を目指す本計画の策定に着手、より一層の施策の充実に努めています。

3 . 計画の目的

豊前市は、男女が互いにその人権を尊重し、責任を分かち合い、男女が性別に関わりなく自らの個性と能力を十分に発揮できる男女共同参画社会を目指しています。しかし現状を見る限り、その実現にはまだまだ多くの問題点や課題が残されています。

本計画は、それらの問題点や課題に取り組み、男女共同参画社会の実現に向けた施策を総合的かつ計画的に推進することを目的としています。

(1) 計画の性格

本計画は、「男女共同参画社会基本法」に基づき策定されたものです。「第4次豊前市総合計画」を基本とし、国の「男女共同参画基本計画」、「福岡県男女共同参画計画」および豊前市の他の各種計画・プラン等との整合性を図りながら、男女共同参画社会の実現に向けた豊前市の取り組みおよび施策の方向性を示しています。

(2) 計画の実施期間

本計画の期間は、平成16年度から平成25年度までの10年間とします。なお、本プランは固定的なものではなく、社会情勢の変化等に応じて、適宜見直しを行います。

(3) 計画の基本理念

「男女共同参画社会基本法」および「第4次豊前市総合計画」の理念に鑑み、本計画の基本理念を、

「男女がともに輝くまち ぶぜん」

とします。

(4) 基本の目標

本計画の理念の実現に向けた計画的な施策の推進のために、次に掲げる4つの目標を設定します。

意識啓発と慣習・しきたりの見直し

政策・方針決定への男女共同参画の推進

家庭生活と他の活動の両立支援

人権の尊重と生涯を通じた健康づくり

・意識啓発と慣習・しきたりの見直し

本計画においては、男女共同参画社会とは、女性も男性も一人ひとりが「自分らしく」生き、輝くことができる社会と考えています。しかし、「男は仕事、女は家庭」という、これまで当然とされてきた 性別による固定的な役割分担意識や性別に基づく差別は、豊前市においても根強く残っており、一人ひとりが個人の能力を十分に発揮し、様々な活動にその能力を活かしながら、「自分らしく」生きていく際の障害となっています。

男女共同参画社会の実現には、まずは、このような性別による固定的な役割分担意識をあらためて見直す必要があります。そのためには、男女共同参画社会への市民の理解を深めることが不可欠であり、積極的に男女共同参画に関する情報や学習の機会を提供し、市民の意識啓発をうながすことが必要です。さらに、子ども達が自分の能力や適性、関心に合った将来を選択できるよう、保育園や幼稚園、学校などの教育機関と連携し、個性を尊重した教育の充実を図る必要があります。また、意識改革をすすめるために市民と連携し、地域での啓発活動の充実を進めます。

・政策・方針決定への男女共同参画の推進

豊前市において、男女が共に対等なパートナーとして、政治的、経済的、社会的、文化的利益を享受し、共に責任を担える男女共同参画社会を実現するためには、性別やその他の属性にこだわることなく多様な視点から意見を出し合い、さらにそれらを尊重し

あえるように環境を整えることが重要です。しかし、現状としては、行政、事業者、地域のいずれにおいても男女の参画の状況には大きな格差が存在しています。まずは、行政が範を示し、性別に関わりなく政策や方針決定の場に参画できるよう、職員配置をはじめ、審議会、委員会等においても環境整備に取り組みなければなりません。また、地域においても、市民との連携を図り、地域団体における現状を把握し、男女が共に意思決定の場に参画できるような環境を整備していく必要があります。

・家庭生活と他の活動の両立支援

女性の社会進出が進む一方で、家事や育児といった家庭内での仕事の負担は女性にかかったままという、いわゆる「新・性別役割分担」が豊前市においても見受けられます。他方、職場においても従来の性別役割分担意識が持ち込まれて、女性の職域が狭められることも多くあります。また、男性は、依然として仕事中心の生活が求められており、家庭生活や地域活動のための時間を確保することが困難な状況です。

男女が共に家庭生活や地域活動に関わりながら、一人ひとりが自らの意思で、多様な選択が可能となるよう、子育てや介護の支援策を充実すると共に、事業所には男女共同参画についての意識啓発を図ります。

・人権の尊重と生涯を通じた健康づくり

近年、ドメスティック・バイオレンスやセクシュアル・ハラスメントなど、多くの場合、女性が被害者となる問題が社会的に顕在化してきています。また、一部のメディアにおいても女性の性的な側面のみを強調したり、女性への暴力を無批判に取り扱ったりと、女性の人権を侵害する表現も見受けられます。豊前市としては、これらの問題を人権問題として位置づけ、現在進められている刑法、労働関係法などの法的整備を活用しながら、問題の速やかな解決が図られるような体制づくりを進めるとともに、市民や事業者、教職員等に対する意識啓発を図ります。

男女はともに生涯にわたって自分の性と生殖について自分自身で決定し、身体的・精神的・社会的に健康な状況を確認する権利を持っています。このような権利や自らの身体、健康について、性別や年齢に応じた理解を進め、また、家庭や地域、学校、職場などのさまざまな場面において、妊娠や出産などの性に関わる心身の健康問題について自己決定することができ、なおかつその決定が尊重され、保障される環境づくりをめざします。

(5)男女共同参画行動計画体系

基本理念	目 標	具 体 的 な 施 策
<p>男女がともに輝くまち ぶぜん</p>	<p>見直し 意識啓発と慣習・しきたりの</p>	(ア) 男女共同参画社会に向けた啓発活動の充実 <ul style="list-style-type: none"> 1. 男女共同参画社会に向けた意識啓発の推進 2. 男女共同参画についての学習機会の拡充 3. 男女共同参画についての情報提供の拡充
		(イ) 男女共同参画の視点に立った学校教育の推進 <ul style="list-style-type: none"> 1. 教職員への研修の充実 2. 固定的な性別役割分担にとらわれない学習指導の充実 3. 性教育や男女共同教育の充実 4. 男女共同参画についての情報や学習の場の提供
		(ウ) 地域の慣習・慣行の男女共同参画の視点に立った見直し <ul style="list-style-type: none"> 1. 地域での男女共同参画の現状の調査・研究 2. 男女共同参画の視点に立った講座の開催 3. 男女共同参画の視点での地域行事等の見直し・啓発の推進
	<p>共同参画の推進 政策・方針決定への男女</p>	(ア) 市の管理職登用における男女間格差の解消 <ul style="list-style-type: none"> 1. 市職員における女性の職域拡大 2. 市職員における女性の能力活用の促進
		(イ) 審議会・委員会等における女性委員の登用促進 <ul style="list-style-type: none"> 1. 市の審議会・委員会等における女性の積極的登用の促進 2. 市の審議会・委員会等における男女共同参画についての情報提供
		(ウ) 各種地域団体などの意思決定の場への女性の参画促進 <ul style="list-style-type: none"> 1. あらゆる地域団体等での女性の参画促進 2. 地域団体等に対しての男女共同参画に関する講座・研修の開催 3. 地域団体等の女性の参画に関する実態調査の実施
	<p>家庭生活と他の活動の両立支援</p>	(ア) 多様なライフスタイルに対応した育児・介護支援策の充実 <ul style="list-style-type: none"> 1. 男女がともに子育てに参画できる環境の整備 2. 多様なライフスタイルに対応できる保育サービスの充実 3. 高齢者・障害者(児)の自立と生活の安定の支援 4. ひとり親家庭への支援の充実
		(イ) 女性のための就業支援の促進 <ul style="list-style-type: none"> 1. 女性の職業能力開発の支援の充実 2. 再就業のための支援の充実 3. 就労に関する相談窓口の設置
		(ウ) 事業者および従業員に対する意識啓発の促進 <ul style="list-style-type: none"> 1. 就労に関する法制度などの周知の徹底
		(エ) 農業を含めた自営業家庭での就労のあり方の見直しの推進 <ul style="list-style-type: none"> 1. 家族経営協定の周知・拡充 2. 自営業家庭への支援の拡充

基本理念	目 標	具 体 的 な 施 策	
男女がともに輝くまち ぶぜん	人権の尊重と生涯を通じた健康づくり	(ア) あらゆる暴力の根絶	1. 女性への暴力根絶に向けての理解の促進 2. セクシュアル・ハラスメント防止に向けた取組みの促進 3. 暴力の被害者・加害者の自立支援の充実 4. 相談体制の充実
		(イ) 生涯にわたる健康づくりの推進	1. 生涯にわたる健康づくりへの支援 2. 性と生殖に関する健康 / 権利についての理解促進
	市民協働の推進体制づくり	(ア) 庁内の推進体制づくり	1. 庁内の推進体制づくりの推進 2. 行政のあらゆる領域での男女共同参画の視点に立った見直しの実施 3. 男女共同参画に関する実態の把握 4. 総合相談体制の充実
		(イ) 男女協働の視点に立った地域づくりの推進	1. 活動拠点の整備 2. 女性のネットワークづくり 3. 女性リーダー育成の促進 4. 国際的視野に立った男女共同参画の促進 5. 男女共同参画に関する資料収集・情報提供

意識啓発と慣習・しきたりの見直し

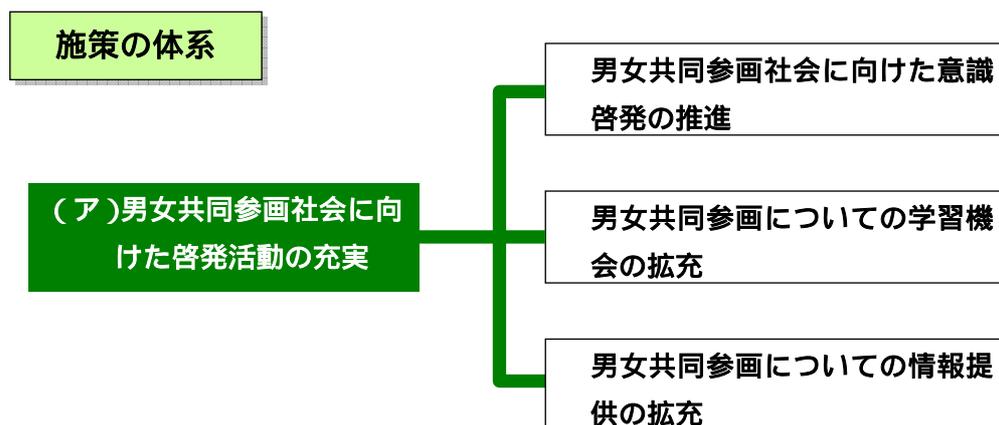
(ア) 男女共同参画社会に向けた啓発活動の充実

市民意識調査によると、「男は仕事、女は家庭」という性別役割分担に賛成、反対がほぼ同率です。しかし、実際の家庭内での役割分担をみると、女性の約6割が職業をもっているにもかかわらず、掃除、洗濯、食事の支度などの日常的な家事については主に女性が担っている現状があります。

豊前市における男女共同参画社会の実現には、まずは男女ともにこれまで当然とされてきた性別による固定的な役割分担意識を見直すことが必要です。そのために、男女共同参画社会への市民の理解を促すためのシンポジウムや学習会などのイベントを開催し、市民全体の意識啓発を行います。

日常的な意識啓発の一環として、啓発用のパンフレットや研修プログラムを作成し、講座やセミナーを地区公民館等の地域の施設で開催したり、男女が家事、育児、介護等の生活に必要な技術に対する理解を深め、その価値を正しく評価できるように、学習ができる講座を開催します。

広報や市の発行物においては、男女共同参画の視点から表現を見直し、また、市が主催する事業においては、あらゆる市民が参加しやすいように配慮に努めます。



意識啓発と慣習・しきたりの見直し

政策・方針決定への男女共同参画の推進

家庭生活と他の活動の両立支援

人権の尊重と生涯を通じた健康づくり

市民協働の推進体制づくり

具体的事業一覧

男女共同参画社会に向けた意識啓発の推進

事業名	事業の内容	実施期間	担当課
ぶぜん男女共同参画シンポジウム（仮称）の開催	男女共同参画推進についての市民の理解を求め、意識啓発を図るためのシンポジウムを開催します。	A	人権課
男女共同参画に関する基礎・研究講座等の開催	法律や社会制度、女性学、男性学等の男女共同参画に関する基礎講座を開催します。	A	人権課 社会教育課
男女共同参画に関するパンフレット等の作成・活用	男女共同参画に関するパンフレット等を作成し、市民への周知を図ります。	B	人権課 社会教育課
家庭における男女共同参画に関する広報の拡充	広報「ぶぜん」や市のホームページを活用し、家庭における男女の固定的な役割分担意識の解消につとめます。	A	市政活性課 人権課 社会教育課
「男女共同参画週間」に合わせた啓発促進	毎年6月23日から29日に行われる「男女共同参画週間」に合わせて市民と行政が一体となった啓発活動を行います。	B	人権課
児童・生徒の男女共同参画に関する作品募集による啓発促進	小・中学生を対象に、男女共同参画に関する作品を募集し、啓発に活用します。	B	人権課

期間：A（継続）、B（前期実施 H16～H20）、C（後期実施 H21～H25）

男女共同参画についての学習機会の拡充

事業名	事業の内容	実施期間	担当課
男女共同分担への理解を促す講座等の開催	年齢層に応じた講座やセミナーを開催し、市民の男女共同分担の理解の促進につとめます。	A	社会教育課
小・中学生を対象とした生活自立に必要な技術体験の機会の提供	男女ともに生活に必要な技術を小・中学生の頃から身に付けるような機会を提供します。	A	社会教育課 学校教育課
市民の男女共同参画に関する学習への支援	地域や企業、グループで行う自主的な学習会等に対して、情報提供等を行い、市民の学習活動を支援します。	B	人権課 社会教育課
公民館等の講座での男女共同参画についての学習の実施	男女共同参画セミナー、さわやか大学、ふれあい学級等へ男女共同参画についての学習内容や企画を提供し、学習活動の支援を行います。	A	人権課 社会教育課
消費生活の自立支援	消費生活啓発講座等を実施し、男女が共に消費者問題解決への活動に参画するとともに、自立した消費者として生活できるよう支援します。	A	商工観光課 社会教育課
市の主催事業における手話通訳等の実施	障害のある人も気軽に男女共同参画についての講座や研修に参加できるよう、市の主催する事業において手話通訳等の配慮に努めます。	A	全庁

期間：A(継続)，B(前期実施 H16～H20)，C(後期実施 H21～H25)

男女共同参画についての情報提供の拡充

事業名	事業の内容	実施期間	担当課
広報、出版物等における表現の見直し	市が発行する広報誌、冊子、ポスター等を作成する際の基準となるガイドラインを作成し、男女共同参画の視点から見直します。	B	人権課
啓発・研修プログラム等の作成・活用	啓発用のパネルや研修プログラムを作成し、男女共同参画に関する研修・講座等を実施するための手引きを作り、活用を図ります。	B	人権課

期間：A(継続)，B(前期実施 H16～H20)，C(後期実施 H21～H25)

意識啓発と慣習・しきたりの見直し

政策・方針決定への男女共同参画の推進

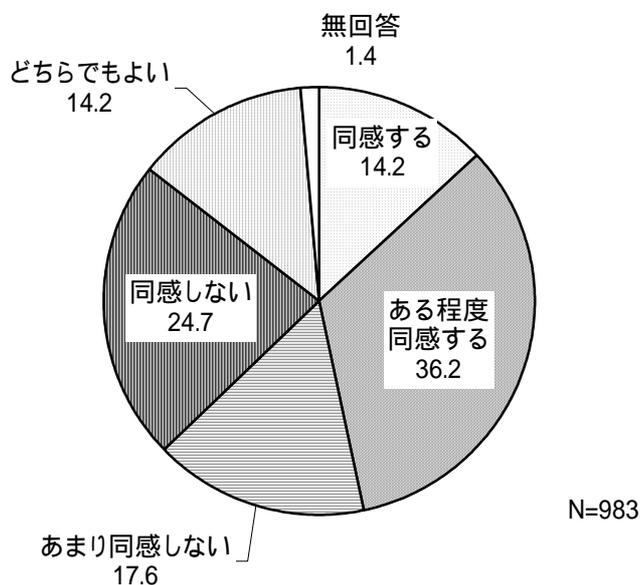
家庭生活と他の活動の両立支援

人権の尊重と生涯を通じた健康づくり

市民協働の推進体制づくり

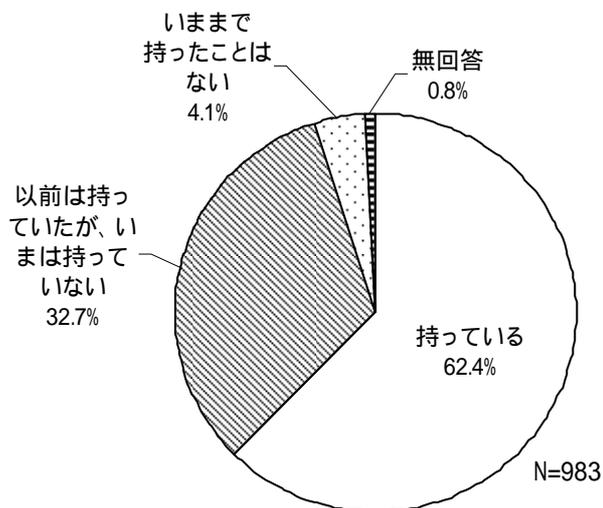
<参考データ>

「男は仕事、女は家庭」という考え方について



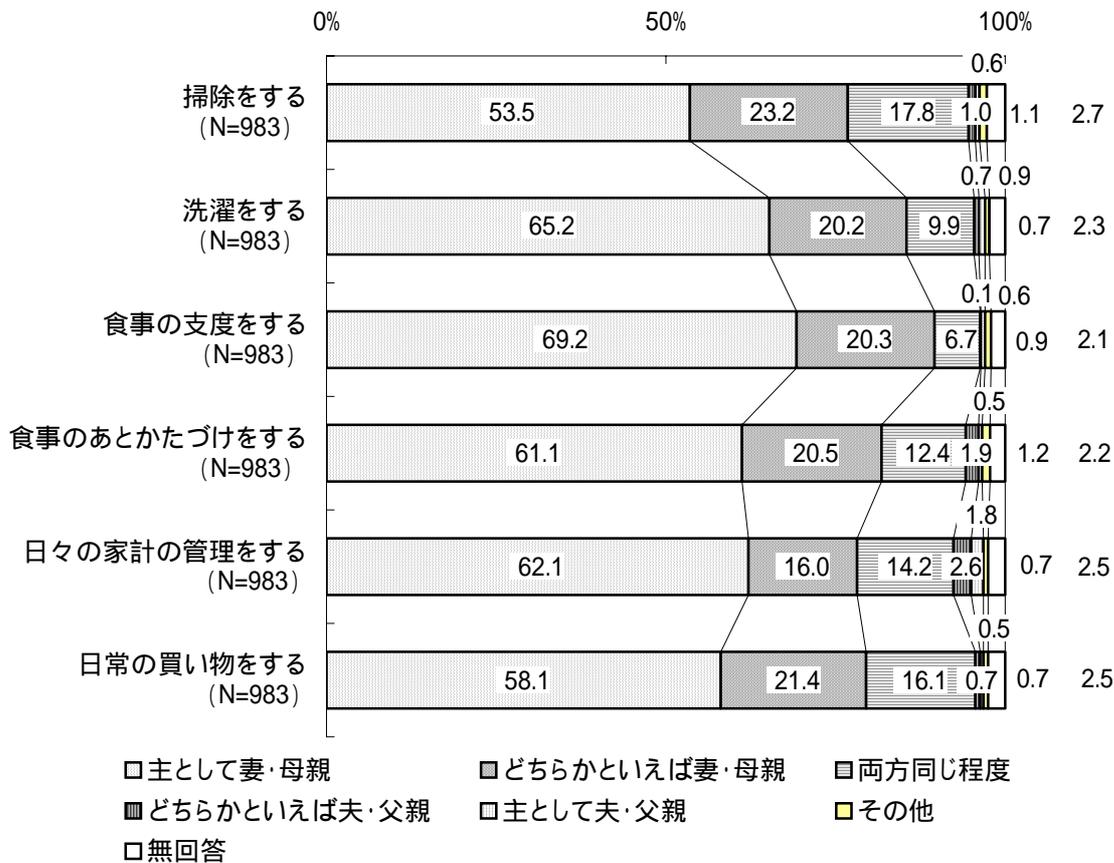
資料：豊前市「男女共同参画社会づくりにむけての市民意識調査報告書」平成14年3月

女性の職業の有無



資料：豊前市「男女共同参画社会づくりにむけての市民意識調査報告書」平成14年3月

家庭内における役割分担の現状



資料：豊前市「男女共同参画社会づくりにむけての市民意識調査報告書」平成14年3月

意識啓発と慣習・しきたりの見直し

政策・方針決定への男女共同参画の推進

家庭生活と他の活動の両立支援

人権の尊重と生涯を通じた健康づくり

市民協働の推進体制づくり

(イ)男女共同参画の視点に立った学校教育の推進

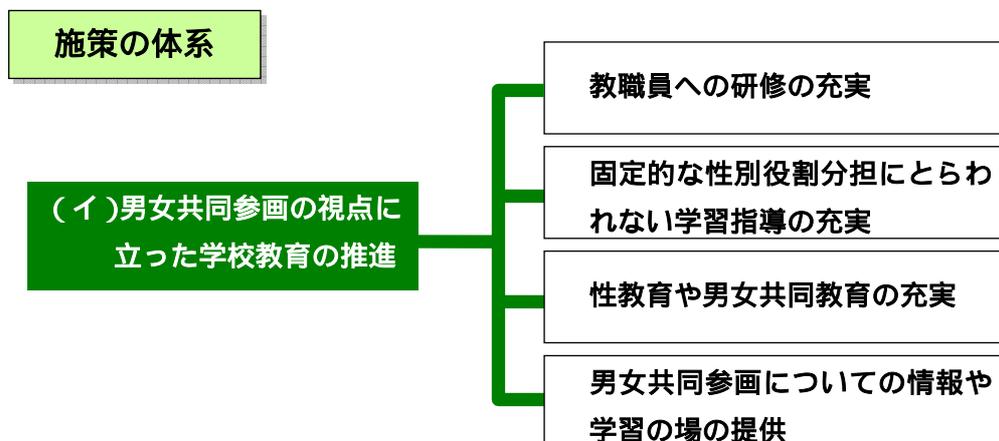
近年、女性の社会進出、職場進出が進んでいるだけでなく、これまで女性の職業とされてきた保育士、看護師などの職業に就く男性も増えてきています。子ども達はそれぞれに個性と可能性をもっており、性別によってその個性を固定的なものにしたり、可能性を閉ざしたりしてしまうことはあってはならないことです。

まず、県の教育機関やNPO等の関係機関と連携し、幼児保育・教育関係者に対し性別役割分担意識にとらわれない学習指導、進路指導の充実を目指した研修会への積極的な参加を図ります。また、進路指導においては、子ども達が個人として主体的に職業選択ができるように、基礎的な能力や職業観を育てる進路指導の充実を図ります。

近年、売買春、性感染症、人工中絶、性の逸脱行動、性暴力など性に関する問題や人権侵害が多く見られますが、その被害者の多くは女性です。このような現状の背景には、性に関する正しい認識の不足等が考えられ、子どもの頃から性に関する知識と認識を深めることができるよう、リプロダクティブ・ヘルス/ライツの観点からの性教育や相談体制の充実を図ります。

子ども達の健全な育成は、学校だけでなく保護者の理解と主体的な参加なくしてはありえません。保護者に対して小・中学校、高校等、子どもの成長段階に応じた男女共同参画に係る情報を提供し、さらに保護者が学習できる場を提供します。

また、学校運営においては、その現状を把握し、教育活動や幼児・児童・生徒の日常の活動場面などで性別役割分担が従来からの慣習により固定的に行われないように、学校現場における実践が求められます。



具体的事業一覧

教職員への研修の充実

事業名	事業の内容	実施期間	担当課
教職員の男女共同参画研修への参加促進	県、教育事務所等の関係機関と連携し、小・中学校の教職員を対象とした男女共同参画に関する研修会への参加を促進します。	A	学校教育課
幼児保育・教育関係者の男女共同参画研修への参加促進	関係機関と連携を図り、幼児保育・教育関係者の男女共同参画に関する研修への参加を促進します。	B	福祉事務所 学校教育課

期間：A（継続）、B（前期実施 H16～H20）、C（後期実施 H21～H25）

固定的な性別役割分担にとらわれない学習指導の充実

事業名	事業の内容	実施期間	担当課
教職員向けの「指導の手引書」の活用	教職員に向けた男女共同参画に関する「指導の手引書」を活用し、男女共同参画の視点に立った指導の充実を図ります。	A	学校教育課
中学校における進路指導の充実	性別にとらわれず、個人の能力適性を重視した職業や進学先を選択できる職業観の形成や進路指導の充実を図ります。	A	学校教育課

期間：A（継続）、B（前期実施 H16～H20）、C（後期実施 H21～H25）

意識啓発と慣習・しきたりの見直し

政策・方針決定への男女共同参画の推進

家庭生活と他の活動の両立支援

人権の尊重と生涯を通じた健康づくり

市民協働の推進体制づくり

性教育や男女共同教育の充実

事業名	事業の内容	実施期間	担当課
男女共同参画の視点に立った教育課程の充実	技術・家庭や総合学習の時間をはじめとして、全ての教科において男女共同参画の視点に立った教育を充実します。	A	学校教育課
性教育指導の充実と適正化	指導方法のガイドラインの作成を含めた研修会を行い、児童・生徒の発達段階に応じた指導の充実と適正化を図ります。	A	学校教育課
性に関する啓発パンフレットの作成・活用	各年齢層に応じた性に関する啓発パンフレットを作成します。	A	学校教育課
学校における性と生殖に関する健康／権利の学習機会の充実	小・中学校での性教育の状況を把握し、子どもの発達段階に応じた性教育の推進を図ります。	A	学校教育課 人権課 市民健康課
性に関する相談体制の充実	児童・生徒の生き方を含めた性に関する悩みや不安を解消するために保健室や相談室での相談を充実します。	A	学校教育課

期間：A(継続)，B(前期実施 H16～H20)，C(後期実施 H21～H25)

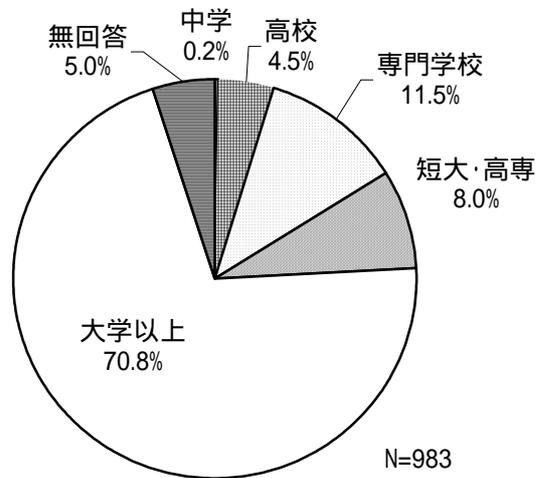
男女共同参画についての情報や学習の場の提供

事業名	事業の内容	実施期間	担当課
児童・生徒用の教材等の活用	男女共同参画推進のため、児童・生徒向けの教材等を工夫し、総合学習の時間を充実します。	A	学校教育課
子どもの保護者に対する男女共同参画への理解促進	通信等での男女共同参画の教育方針の通知やPTA行事での研修会を開催します。	A	学校教育課 社会教育課
学校における男女共同参画についての実態の把握	男女混合名簿や学級運営の役割分担等の実態を調査し、指導に役立てます。	A	学校教育課

期間：A(継続)，B(前期実施 H16～H20)，C(後期実施 H21～H25)

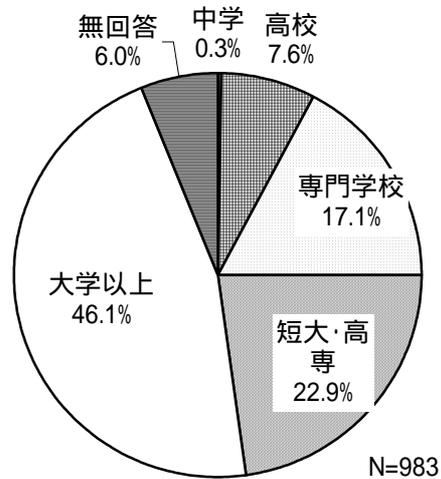
<参考データ>

進学目標（男の子場合）



資料：豊前市「男女共同参画社会づくりにむけての市民意識調査報告書」平成14年3月

進学目標（女の子場合）



資料：豊前市「男女共同参画社会づくりにむけての市民意識調査報告書」平成14年3月

意識啓発と慣習・しきたりの見直し

政策・方針決定への男女共同参画の推進

家庭生活と他の活動の両立支援

人権の尊重と生涯を通じた健康づくり

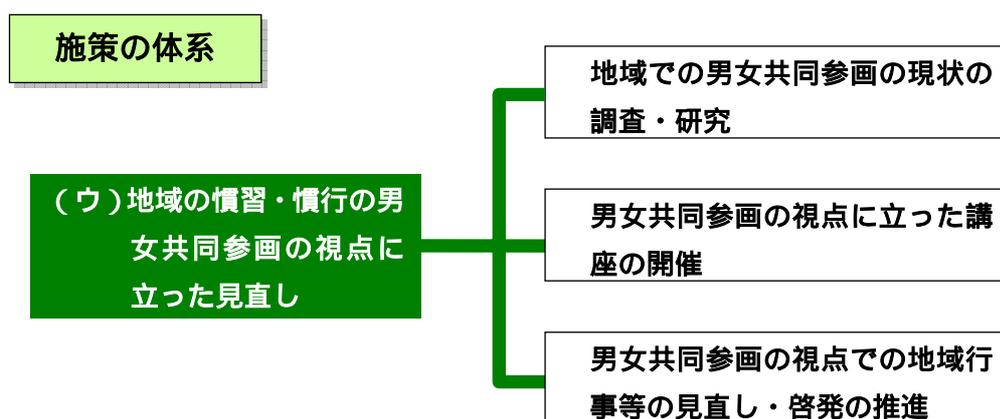
市民協働の推進体制づくり

(ウ)地域の慣習・慣行の男女共同参画の視点に立った見直し

市民意識調査によると、社会通念・慣習などにおいて、男女の地位が平等であると感じている人が最も少なく、男女の社会的地位における格差を解消するためには「古い封建的な慣習をなくす」ことが求められています。

男女がともにいきいきと地域活動に参画していくためには、まず、地域の行事等での男女共同参画の現状を把握します。また、慣習・慣行について男女共同参画の視点で見直す講座をできるだけ市民の身近な場所で開催し、性別による格差をなくすよう啓発を進めます。

社会的慣習や慣行を男女共同参画の視点に立って見直すためには、家庭だけでなく地域における学習の機会を一層充実させる必要があります。男女共同参画の意識を育む学習、女性の社会参加・職業教育、男性の家事・育児参加や地域への参画等をテーマにした学習など、男女の経済的自立、生活者としての自立を目指しての多様な内容の啓発や学習の場を設けます。また、自治会、PTA等の地域団体での自主学習を支援し、連携した取り組みを進めます。



具体的事業一覧

地域での男女共同参画の現状の調査・研究

事業名	事業の内容	実施期間	担当課
地域における男女共同参画に関する情報の収集・提供	地域活動への男女の参加状況や女性役員の割合など、男女共同参画に関する情報の収集と提供を行います。	B	人権課

期間：A（継続），B（前期実施 H16～H20），C（後期実施 H21～H25）

男女共同参画の視点に立った講座の開催

事業名	事業の内容	実施期間	担当課
地域における慣習・慣行を男女共同参画の視点で見直す講座等の実施	地域における慣習・慣行を男女共同参画の視点で見直す講座やセミナーを実施します。	B	人権課

期間：A（継続），B（前期実施 H16～H20），C（後期実施 H21～H25）

男女共同参画の視点での地域行事等の見直し・啓発の推進

事業名	事業の内容	実施期間	担当課
あらゆる地域団体への啓発促進	自治会、PTA、子ども会、老人クラブ等の地域の団体へ男女共同参画に関する啓発資料の配付や講座・研修の実施による啓発をすすめます。	B	人権課 社会教育課 総務課

期間：A（継続），B（前期実施 H16～H20），C（後期実施 H21～H25）

意識啓発と慣習・しきたりの見直し

政策・方針決定への男女共同参画の推進

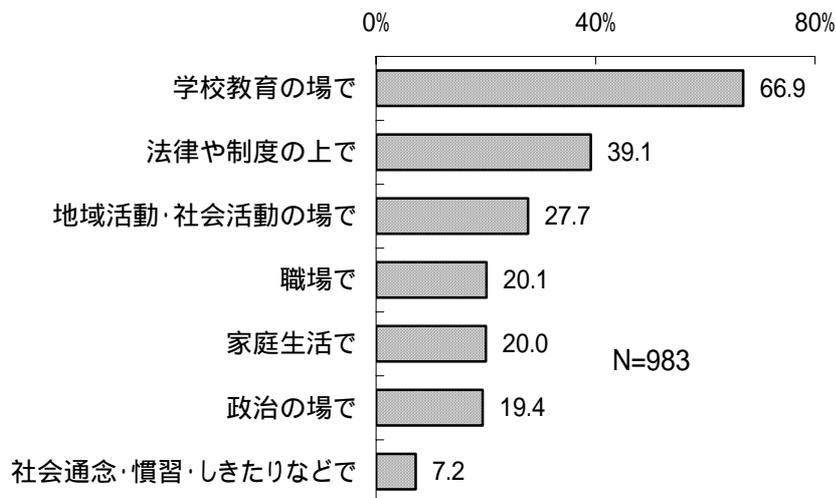
家庭生活と他の活動の両立支援

人権の尊重と生涯を通じた健康づくり

市民協働の推進体制づくり

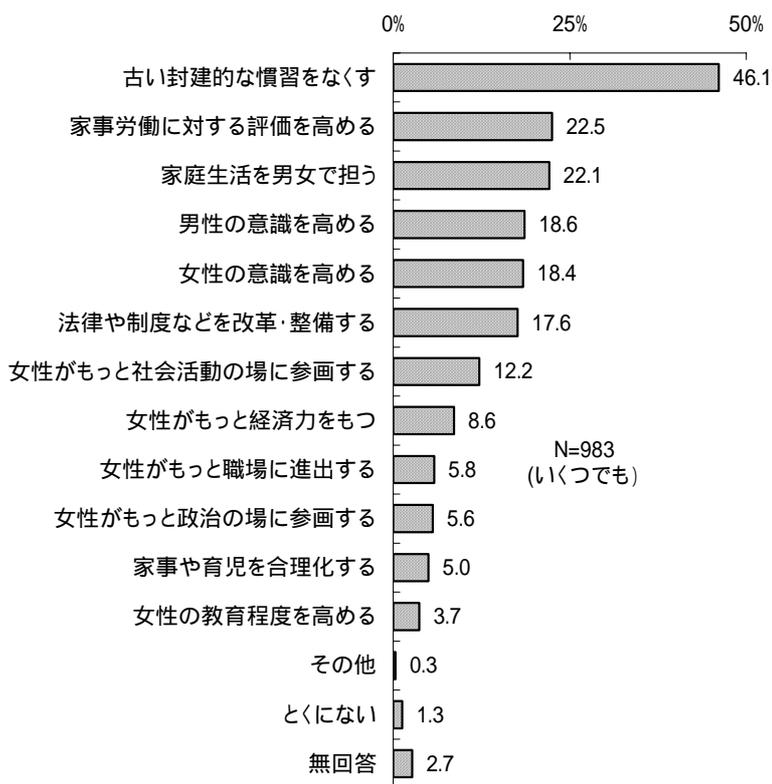
<参考データ>

男女の地位の平等感



資料：豊前市「男女共同参画社会づくりにむけての市民意識調査報告書」平成14年3月

男女間の不平等の原因



資料：豊前市「男女共同参画社会づくりにむけての市民意識調査報告書」平成14年3月

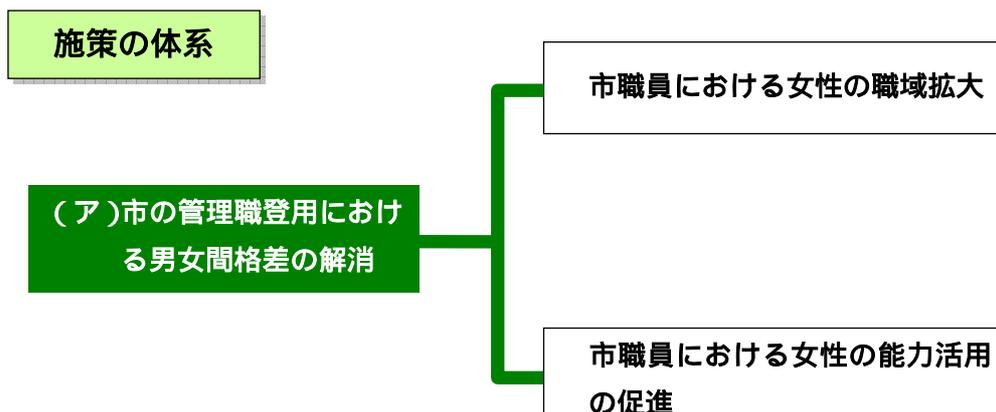
政策・方針決定への男女共同参画の推進

(ア)市の管理職登用における男女間格差の解消

平成12年に定められた国の男女共同参画基本計画では、政策・方針決定過程に女性の参画を進めるための方策として、女性地方公務員の採用・登用・職域の拡大及び、能力開発について積極的に取り組むことが求められています。

平成15年度現在の豊前市における係長以上の女性職員の比率をみると、係長級では約18%、課長補佐級では1人、課長級の女性は0人となっており、役職の男性が増加しているにもかかわらず、女性は職位にかかわらず横ばいもしくは減少傾向にあります。この現状をみるかぎり、市職員の配置に関して性別による偏りが強くみられ、まずは市職員の採用が性別にとらわれることなく公平に行われるように努めます。

また、市の管理職登用における男女間格差を解消するために、全ての職員に対して男女共同参画に関する研修を行います。そして、男女の職域の拡大を図り、女性の管理職登用の促進を図ります。



意識啓発と慣習
たりの見直し
しき

政策・方針決定への男
女共同参画の推進

家庭生活と他の活動の
両立支援

人権の尊重と生涯を通
じた健康づくり

市民協働の推進体制つ
くり

具体的事業一覧

市職員における女性の職域拡大

事業名	事業の内容	実施期間	担当課
市職員採用における男女の機会均等の推進	嘱託、臨時を含め市の職員採用における男女の機会均等を推進します。	A	総務課
女性の職域拡大と男女の機会均等な職務分担の推進	男性向き、女性向きという職の枠を取り払い、男女の職域の拡大を図ります。	A	総務課 全庁

期間：A(継続)，B(前期実施 H16～H20)，C(後期実施 H21～H25)

市職員における女性の能力活用の促進

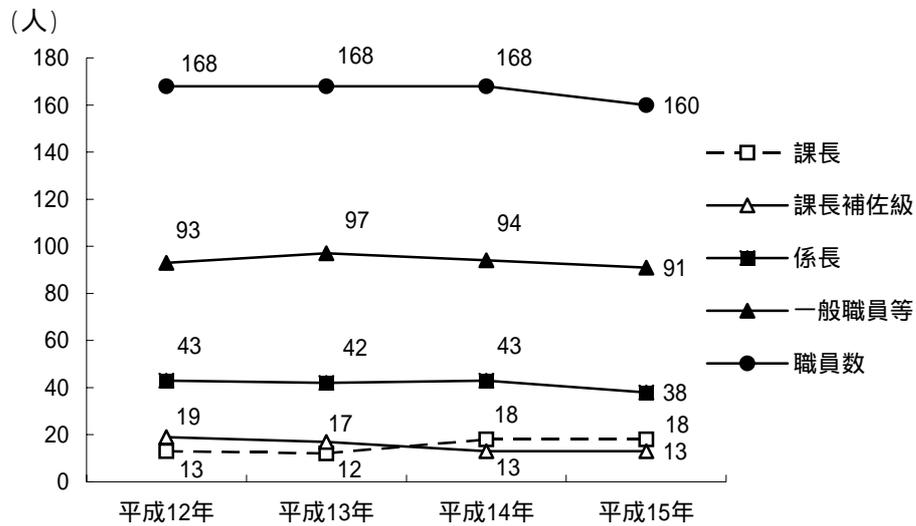
事業名	事業の内容	実施期間	担当課
男女共同参画に関する研修会の開催	男女共同参画の視点を養うことができるよう、男女共同参画基本法等の基礎的な研修を実施します。	A	人権課 総務課
女性の管理職登用の促進を図るための人事制度の見直し	人事制度の見直しを行い、女性の管理職登用の促進を図ります。	B	総務課

期間：A(継続)，B(前期実施 H16～H20)，C(後期実施 H21～H25)

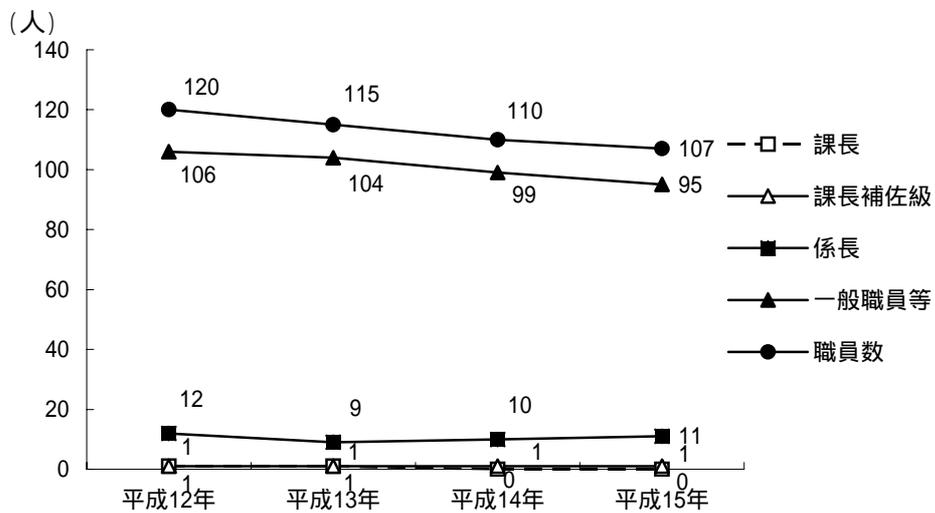
<参考データ>

市職員の推移状況

【男性職員】



【女性職員】



資料：豊前市調べ

意識啓発と慣習・しきたりの見直し

政策・方針決定への男女共同参画の推進

家庭生活と他の活動の両立支援

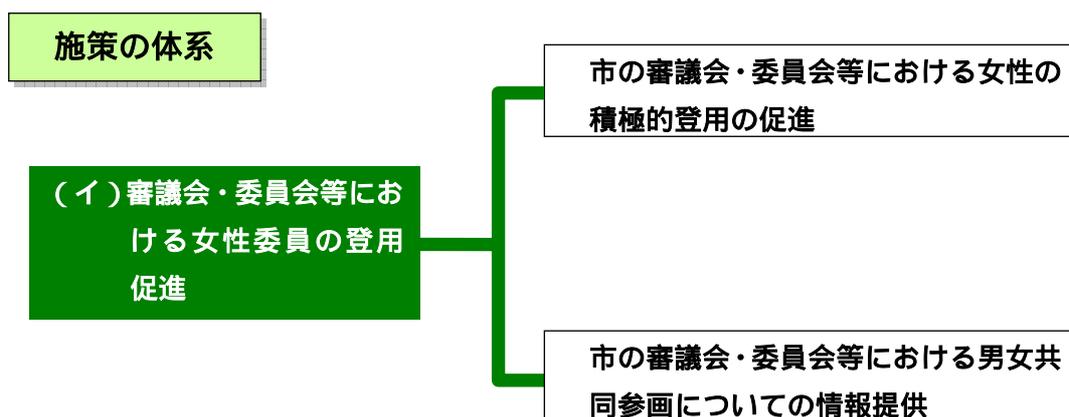
人権の尊重と生涯を通じた健康づくり

市民協働の推進体制づくり

(イ) 審議会・委員会等における女性委員の登用促進

平成 12 年に国が策定した男女共同参画基本計画では、男女共同参画社会の形成を図る上で、政策・方針決定過程への男女共同参画はその基盤をなすものと定めています。一方、平成 14 年度の豊前市における審議会等の状況をみると、その内容によって、女性の委員がほとんどを占めるものや、反対に女性がまったくいないなど、バランスを欠いた状況がみられます。

男女双方のバランスのとれた意見を市政に反映させていくために、「審議会等への女性参画促進要綱」(仮称)を作成し、男女いずれかの登用率が30%以下にならないよう、市の審議会・委員会等の政策・方針決定の場での男女の格差を是正します。そして、審議会等の女性委員比率の状況を市民がチェックできるように、広報等で積極的に情報公開を進めます。



具体的事業一覧

市の審議会・委員会等における女性の積極的登用の促進

事業名	事業の内容	実施期間	担当課
市の審議会・委員会等における男女間格差の是正	「審議会等への女性参画促進要綱」（仮称）を作成し、女性の登用目標率を30%に定め、市の審議会・委員会等の政策・方針決定の場での男女の格差を是正します。	B	人権課 総務課 全庁

期間：A（継続）、B（前期実施 H16～H20）、C（後期実施 H21～H25）

市の審議会・委員会等における男女共同参画についての情報提供

事業名	事業の内容	実施期間	担当課
審議会・委員会等の女性の登用状況の調査・公開	毎年、審議会・委員会、協議会等における女性の登用状況を調査し、広報「ぶぜん」やホームページ等に掲載します。	B	人権課 市政活性課

期間：A（継続）、B（前期実施 H16～H20）、C（後期実施 H21～H25）

意識啓発と慣習・しきたりの見直し

政策・方針決定への男女共同参画の推進

家庭生活と他の活動の両立支援

人権の尊重と生涯を通じた健康づくり

市民協働の推進体制づくり

<参考データ>

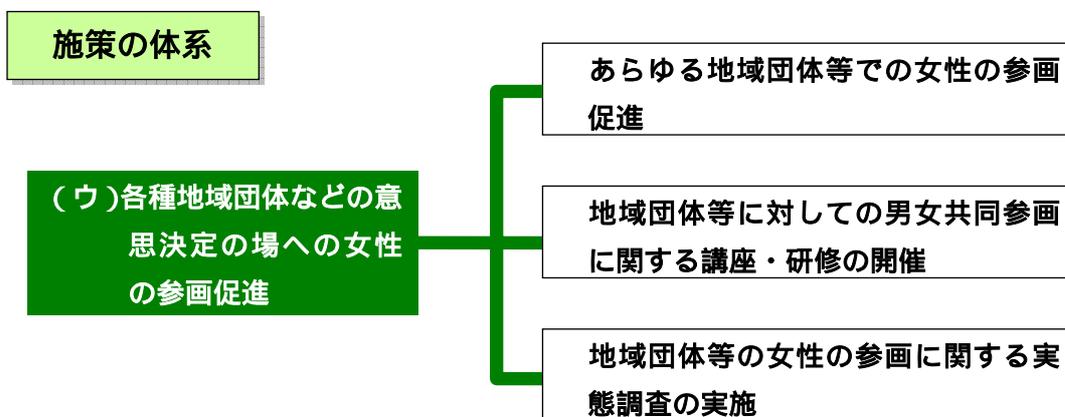
豊前市における審議会等の女性委員の状況

審議会等会議				審議会等会議						
	委員 総数	うち女性 委員数	女性の 割合 (%)		委員 総数	うち女性 委員数	女性の 割合 (%)			
1	豊前市防災会議	24	0	0.0%	29	豊前市情報公開審査会	3	1	33.3%	
2	豊前市民生委員推薦会議	14	0	0.0%	30	豊前市政治倫理審査会	5	0	0.0%	
3	国民健康保険運営協議会	10	1	10.0%	31	豊前市消防委員会	10	0	0.0%	
4	地方社会福祉審議会	-	-		32	豊前市消防賞じゅつ金審査委員会	5	0	0.0%	
5	地方障害者施策推進協議会	-	-		33	豊前市総合計画審議会	34	7	20.6%	
6	公害健康被害認定審査会	-	-		34	豊前市市有地等調査審議会	5	0	0.0%	
7	保健所運営協議会	-	-		35	豊前市社会教育委員	12	4	33.3%	
8	結核審査協議会	-	-		36	豊前市予防接種健康被害調査委員会	5	0	0.0%	
9	損害評価会	-	-		37	豊前市都市計画マスタープラン策 定委員会	22	2	9.1%	
10	漁港管理会	-	-		38	豊前市企業誘致委員会	6	0	0.0%	
11	地方港湾審議会	-	-		39	豊前市中心市街地活性化基本計画 審議会	22	1	4.5%	
12	豊前市水防協議会	-	-		40	豊前市中小企業融資委員会	15	0	0.0%	
13	豊前市都市計画事業赤熊南土地 区画整理審議会	9	1	11.1%	41	豊前市立学校通学区区域審議会	20	0	0.0%	
14	建築審査会	-	-		42	豊前市働く婦人の家運営委員会	8	6	75.0%	
15	介護認定審査会	-	-		43	豊前市勤労青少年ホーム運営委員 会	9	2	22.2%	
16	豊前市特別土地保有税審議会	5	0	0.0%	44	豊前市水道事業運営審議会	7	1	14.3%	
17	豊前市環境審議会	16	4	25.0%	45	豊前市総合開発委員会	-	-		
18	豊前市廃棄物減量等推進審議会	14	2	14.3%	46	豊前市土地利用計画審議会	-	-		
19	中央卸売市場開設運営協議会	-	-		47	豊前市行政制度審議会	-	-		
20	地方青少年問題協議会	-	-		48	豊前市行政改革推進委員会	-	-		
21	豊前市交通安全対策会議	-	-		49	豊前市行政対策委員会	-	-		
22	市町村児童福祉審議会	-	-		50	豊前市総合文化施設建設審議会	-	-		
23	豊前市公民館運営協議会	159	25	15.7%	51	豊前市介護保険事業計画審議会	-	-		
24	豊前市スポーツ振興審議会	10	1	10.0%	52	豊前市市勢振興対策委員会	-	-		
25	豊前市立図書館協議会	10	8	80.0%	53	豊前市特別職報酬等審議会	-	-		
26	豊前市文化財保護審議会	7	1	14.3%	54	豊前市在宅介護手当支給審査委員 会	-	-		
27	博物館協議会	-	-		合計（広域の審議会を除く）			476	68	14.3%
28	豊前市都市計画審議会	10	1	10.0%						

資料：豊前市調べ（平成15年4月現在）

(ウ) 各種地域団体などの意思決定の場への女性の参画促進

従来の固定的な性別役割分担などのため、政策・意思決定の場などにおいてはこれまで女性の参画がほとんどなされなかった分野も多く、女性の能力が十分に発揮される環境が整えられていない場合も考えられます。今後は、女性の参画が拡大するのにもなって、学習活動の支援やリーダー養成講座、女性の人材リストを整備するなど、適切に女性が登用される基盤づくりを進めます。また、各種公共団体や民間の諸団体にも男女共同参画社会の形成に向けた取り組みについて理解をひろげ、女性の参画が促進されるよう、要請していきます。



具体的事業一覧

あらゆる地域団体等での女性の参画促進

事業名	事業の内容	実施期間	担当課
各種地域団体などの意思決定の場への女性の参画促進	公民館や自治会など地域の役職への女性の登用を働きかけます。	B	人権課 総務課 社会教育課

期間：A(継続)，B(前期実施 H16～H20)，C(後期実施 H21～H25)

意識啓発と慣習・しきたりの見直し

政策・方針決定への男女共同参画の推進

家庭生活と他の活動の両立支援

人権の尊重と生涯を通じた健康づくり

市民協働の推進体制づくり

地域団体等に対する男女共同参画に関する講座・研修の開催

事業名	事業の内容	実施期間	担当課
各種地域団体に対する人材育成のための講座・研修の実施	男女共同参画に関する課題等についての学習機会を提供し、地域や行政へ参画する人材の育成を図ります。	A	社会教育課 人権課
女性の参画意識の高揚を図るための人材育成の推進	市民一般を対象とした政策講座や研修を実施し、女性の参画意識の高揚を図ります。	B	人権課
政治参加についての情報や資料の収集・提供	政治に対する市民の意識の高揚を図るため、情報提供や資料の収集を図ります。	A	選挙管理委員会
	政治に対する市民の意識の高揚を図るため、学習機会の提供を図ります。	B	人権課

期間: A(継続), B(前期実施 H16~H20), C(後期実施 H21~H25)

地域団体等の女性の参画に関する実態調査の実施

事業名	事業の内容	実施期間	担当課
女性の就労についての雇用実態の把握	市内の事業所や地域団体に対して、方針決定の場への女性の雇用実態を調査し、施策に反映します。	A	商工観光課 人権課

期間: A(継続), B(前期実施 H16~H20), C(後期実施 H21~H25)

家庭生活と他の活動の両立支援

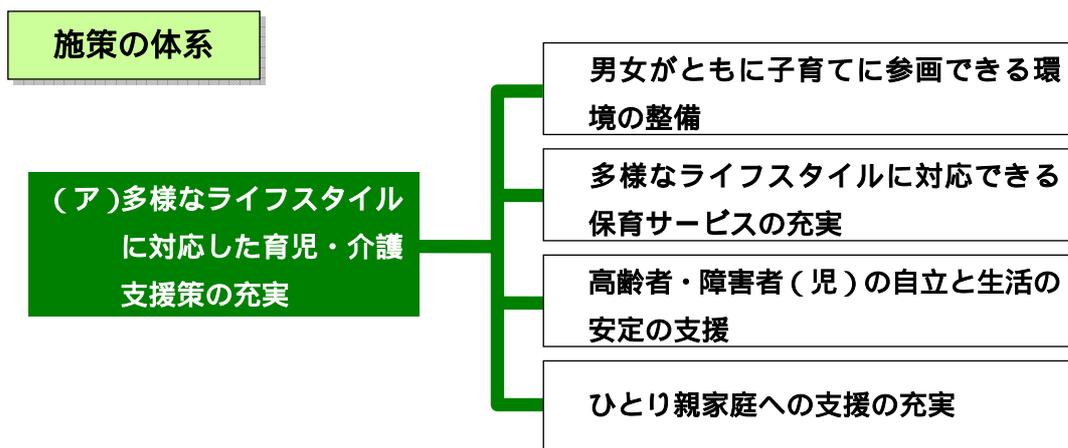
(ア) 多様なライフスタイルに対応した育児・介護支援策の充実

男女が家庭生活と地域活動、就労活動などを両立させ、いきいきと暮らしていくためには、まずは、女性に家事や育児、介護などの役割が偏らないように、男性の参加を促すとともに、子育て支援等の社会的な支援を充実するなど、家庭とその他の活動の両立を可能にする環境を整備することが不可欠です。

子どもを安心して生み育てられ、男女ともに講座や研修、社会活動に参加できるように公営住宅を含む公的機関の施設においては、子育て環境整備を進めます。また、さまざまな家庭の状況に対応できる一時保育や病後児保育等の保育サービスや 学童保育の充実を図ります。子育てを地域全体で担っていく体制づくりが今、緊急な課題となっており、ファミリー・サポート・センター事業の検討を含めた地域における子育てネットワークづくりの支援、子育てに関する相談などの充実を図ります。

介護を一人で担うことで孤独を感じたり迷ったりしている女性も多くいます。女性に高齢者や障害者（児）介護への役割が偏り、孤立しないよう、社会全体で支える介護保険制度や障害者福祉サービス等の定着促進に努め、生活安定と自立支援を進めます。

ひとり親家庭に対する支援としては、母子福祉活動への助成や医療費の助成、児童扶養手当の支給を行っていますが、これらを必要とする人へ情報が届くよう情報提供の充実に努め、相談体制の充実を図ります。



具体的事業一覧

男女がともに子育てに参画できる環境の整備

事業名	事業の内容	実施期間	担当課
男女が共に参加できる育児、介護に関する教室等の実施	男女が共に参加できる育児・介護教室等を実施します。	A	市民健康課 人権課 福祉事務所 社会教育課
公的機関の施設における子育て環境の充実	市営住宅を含めた公的機関の施設に対して、子育て世代が利用しやすい環境整備の充実に努めます。	B	財務課 福祉事務所 建設課
子育てに関する相談体制の充実	子育て支援センターでの相談事業の充実に努め、関係機関と連携をとりながら、子育てに不安を抱える保護者が相談しやすい体制づくりを推進します。	A	福祉事務所
地域における子育て促進事業の実施	ボランティア活動への市民の理解を促し、地域での子育てをサポートする子育て支援ボランティアの育成を図ります。	C	福祉事務所
男女共同参画の視点に立った子育て教室・講演会等の実施	育児に関する情報を提供するとともに、育児不安の解消および仲間づくりを目的とした学習会や講演会を開催します。	A	福祉事務所 社会教育課

期間：A(継続)，B(前期実施 H16～H20)，C(後期実施 H21～H25)

多様なライフスタイルに対応できる保育サービスの充実

事業名	事業の内容	実施期間	担当課
市主催の行事における一時保育(託児)の実施	市が主催する講座や催事に、幼児をもった親が参加できるよう一時保育(託児)を実施します。	A	全庁
ファミリー・サポート・センター事業の検討	仕事と育児・家事の両立が容易となるよう、ファミリー・サポート・センター事業の実施に向けた検討を行います。	C	福祉事務所
保育サービスの充実	多様なライフスタイルに対応できるよう、延長保育、一時保育、障害児保育の継続と病後児保育等の保育サービスの充実を図り、支援に努めます。	A	福祉事務所
学童保育の拡充	放課後児童クラブ(学童保育)の市民へのPRを図り、学童保育の拡充を図ります。	A	福祉事務所

期間: A(継続), B(前期実施 H16~H20), C(後期実施 H21~H25)

意識啓発と慣習・しきたりの見直し

政策・方針決定への男女共同参画の推進

家庭生活と他の活動の両立支援

人権の尊重と生涯を通じた健康づくり

市民協働の推進体制づくり

高齢者・障害者（児）の自立と生活の安定の支援

事業名	事業の内容	実施期間	担当課
生活自立支援のための教室等の実施	生活自立支援のための教室等を実施します。	A	市民健康課 福祉事務所 社会教育課
介護保険制度の周知の促進	介護は、社会全体で支えるシステムであることの周知を図ります。	A	福祉事務所
家族介護支援事業の拡充	高齢者・障害者（児）を介護している家族の負担軽減のため、家族介護交流事業の拡充を図ります。	A	福祉事務所
シルバー人材センター事業の充実	シルバー人材センター事業を充実し、生きがいづくりと介護予防の視点から、高齢者の知識と経験を生かした短期的な就労、社会活動の促進を図ります。	A	福祉事務所
在宅介護支援センター事業の充実	援助を必要とする高齢者やその家族に対し、介護相談や福祉サービスの申請代行を行います。	A	福祉事務所
介護予防・地域支えあい事業の充実	高齢者が住み慣れた地域の中で介護を必要とせず、生きがいを持って自立した生活を送れるよう、配食サービス、生きがいデイサービス、生活支援ホームヘルプ等のサービスを通じて支援します。	A	福祉事務所
障害者福祉サービスの拡充	障害者地域生活支援センター「すずの家」と連携し、障害者（児）の生活安定と自立支援のためのサービスを拡充します。	A	福祉事務所

期間：A（継続）、B（前期実施 H16～H20）、C（後期実施 H21～H25）

ひとり親家庭への支援の充実

事業名	事業の内容	実施期間	担当課
母子・寡婦家庭に対する経済的支援の充実	児童扶養手当や県の母子・寡婦家庭貸付金制度等の周知を図り、ひとり親家庭の経済的支援を行います。	A	福祉事務所
ひとり親家庭に対する支援の充実	家事援助者の派遣や公営住宅への入居等、ひとり親家庭に対する支援を行います。	C	建設課 福祉事務所
ひとり親家庭への支援施策の周知	児童扶養手当や家事援助者派遣事業等の支援施策の周知を図ります。	C	福祉事務所
ひとり親家庭における雇用の促進・定着の促進	ひとり親家庭の親を採用する事業主に対し、雇用の促進・定着を促します。	B	商工観光課
ひとり親家庭に対する相談体制の充実	ひとり親家庭の生活安定と自立のために相談体制の充実を図ります。	A	福祉事務所

期間：A(継続)，B(前期実施 H16～H20)，C(後期実施 H21～H25)

意識啓発と慣習・しきたりの見直し

政策・方針決定への男女共同参画の推進

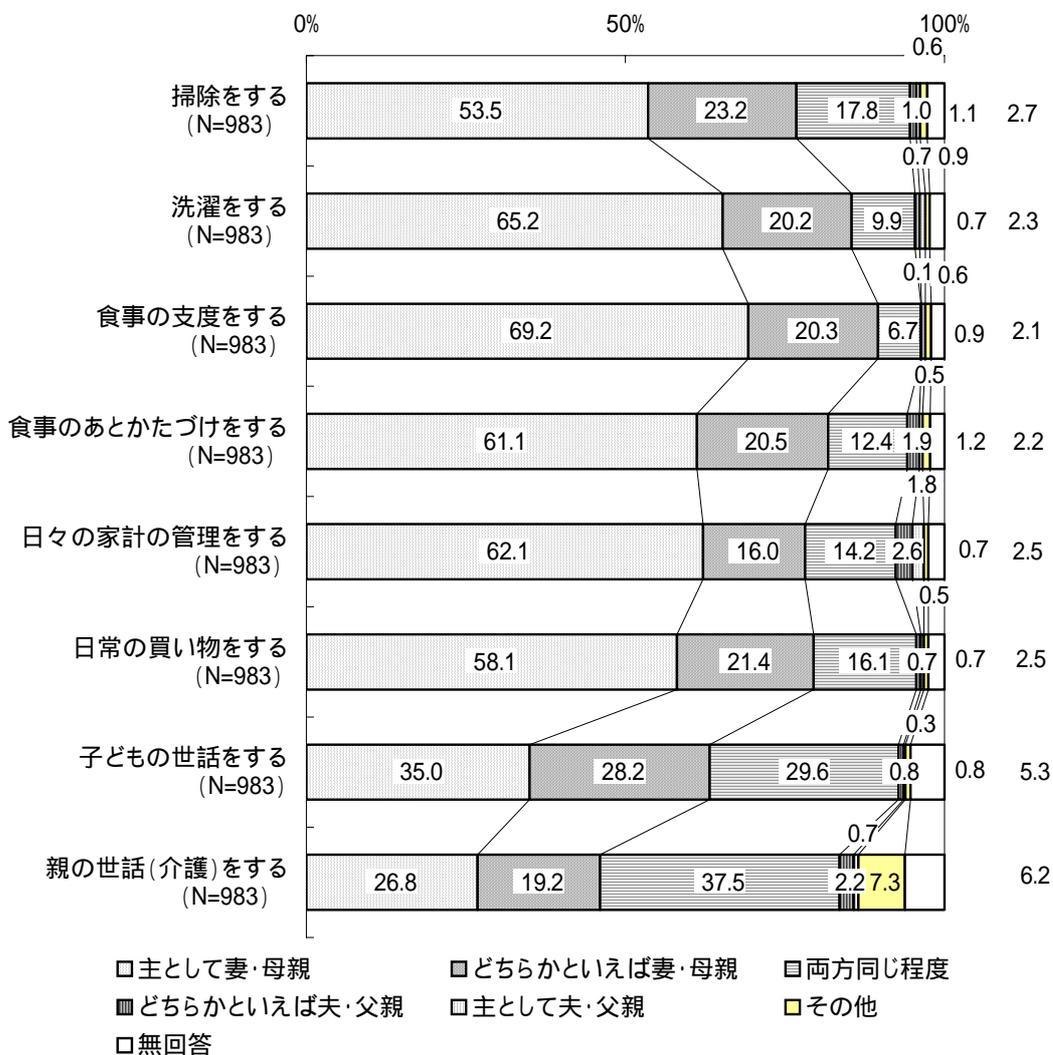
家庭生活と他の活動の両立支援

人権の尊重と生涯を通じた健康づくり

市民協働の推進体制づくり

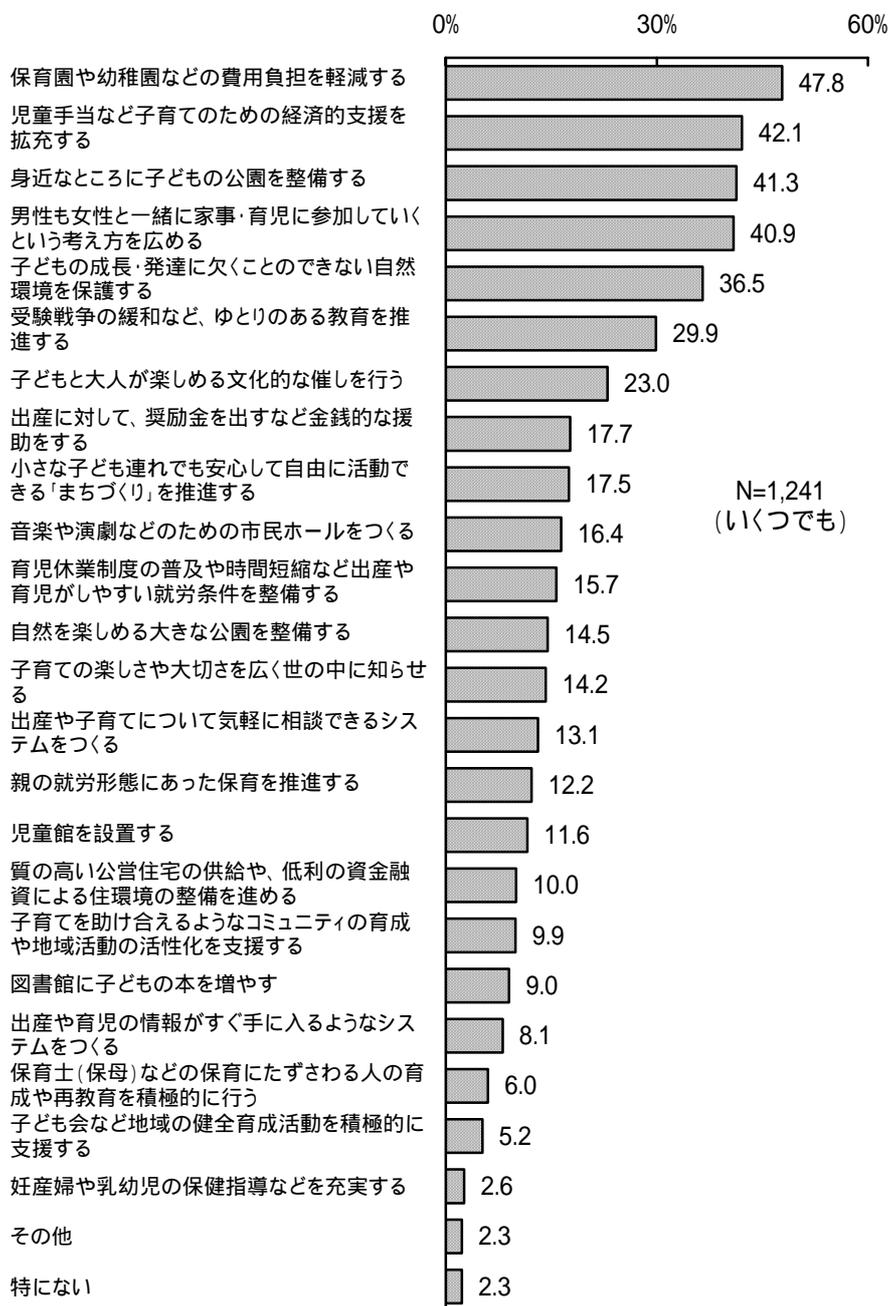
<参考データ>

家庭内における役割分担の現状（再掲含む）



資料：豊前市「男女共同参画社会づくりにむけての市民意識調査報告書」平成14年3月

子どもを健やかに生み育てるために重要なこと



資料：豊前市「子育て意識と子どもの生活実態調査」平成12年1月

意識啓発と慣習・しきたりの見直し

政策・方針決定への男女共同参画の推進

家庭生活と他の活動の両立支援

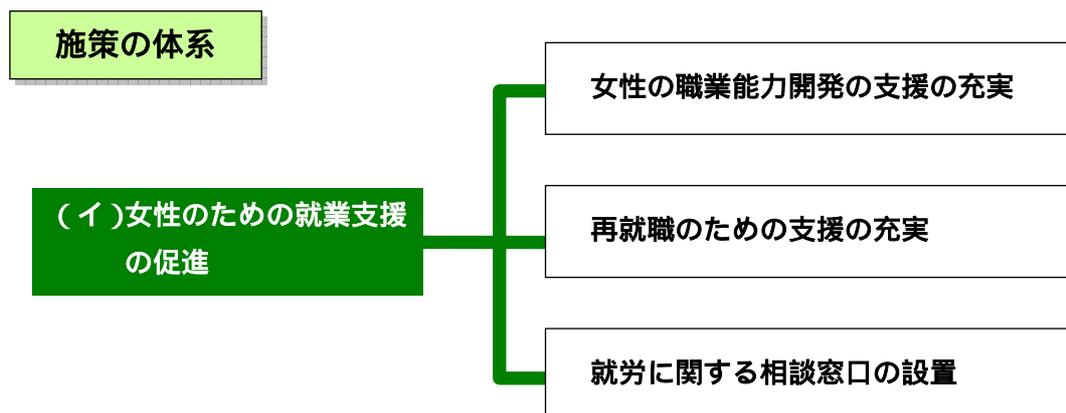
人権の尊重と生涯を通じた健康づくり

市民協働の推進体制づくり

(イ) 女性のための就業支援の促進

市民意識調査をみると、現在、職業を持っていない女性は約37%となっており、そのうちの約23%の人が今後何らかの仕事に就きたいという就労意向をもっています。年齢別にみると、20歳代、30歳代で就労意向が高く、いずれの年代でも8割以上となっています。豊前市では共働きであるかそうでないかに関わらず、日常的な家事の大部分を主に女性が担っており、就労意向をもちながらも家事と育児との両立が困難なために、または就労に関する情報不足のために就労できないという問題がうかがえます。また、結婚や出産のために仕事をやめ、その後、再就職をする女性も多くみられますが、採用時の年齢制限やキャリアを中断したことによる不安などの問題も存在します。

働く意欲のある女性がいきいきと働くことができるために、男性の家事・育児参加の促進や子育てや介護などへの社会的な支援を充実するとともに、多様な雇用形態に応じた就業に必要な知識や技術の習得のための職業講座・研修を実施します。また、就労に関する情報提供の充実や雇用時の性別による差別等の問題や技術や知識の習得に関する悩み等の就労に関するあらゆる相談の充実を図ります。



具体的事業一覧

女性の職業能力開発の支援の充実

事業名	事業の内容	実施期間	担当課
多様な雇用形態についての意識啓発	関係機関と連携し、パートタイマー等、多様化する雇用形態に応じた職業講座・研修を実施します。	A	商工観光課
就業支援のための技能習得に関する講座等の実施	女性の就業を支援するための技能習得に関する講座等を実施します。	B	人権課 商工観光課 社会教育課
女性の起業支援のための講座等の実施と情報提供の拡充	起業のために必要な基礎知識に関する講座等を実施するとともに、ネットワークなどの情報を提供します。	B	商工観光課 人権課 社会教育課

期間：A(継続)，B(前期実施 H16～H20)，C(後期実施 H21～H25)

再就職のための支援の充実

事業名	事業の内容	実施期間	担当課
女性のための再就労支援講座の実施	結婚、出産、介護等によって一旦離職した女性の再就労を支援するための基礎講座等を実施します。	A	人権課 社会教育課

期間：A(継続)，B(前期実施 H16～H20)，C(後期実施 H21～H25)

就労に関する相談窓口の設置

事業名	事業の内容	実施期間	担当課
就労(労働)相談の拡充	職業安定所等と連携し、労働、求人、就労に関する相談事業を拡充します。	A	商工観光課

期間：A(継続)，B(前期実施 H16～H20)，C(後期実施 H21～H25)

意識啓発と慣習
たりの見直し

政策・方針決定への男
女共同参画の推進

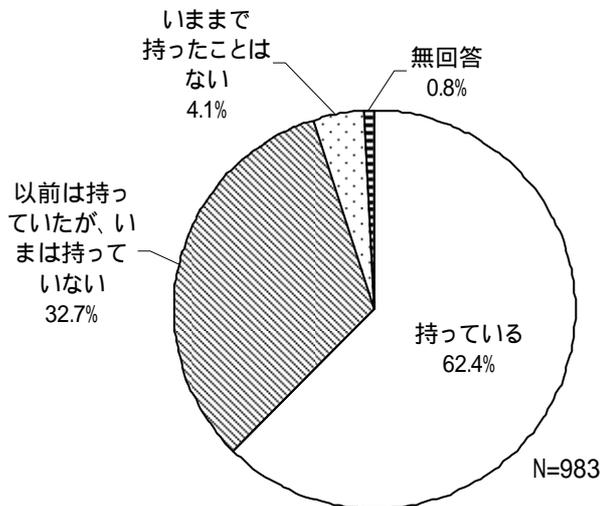
家庭生活と他の活動の
両立支援

人権の尊重と生涯を通
じた健康づくり

市民協働の推進体制つ
くり

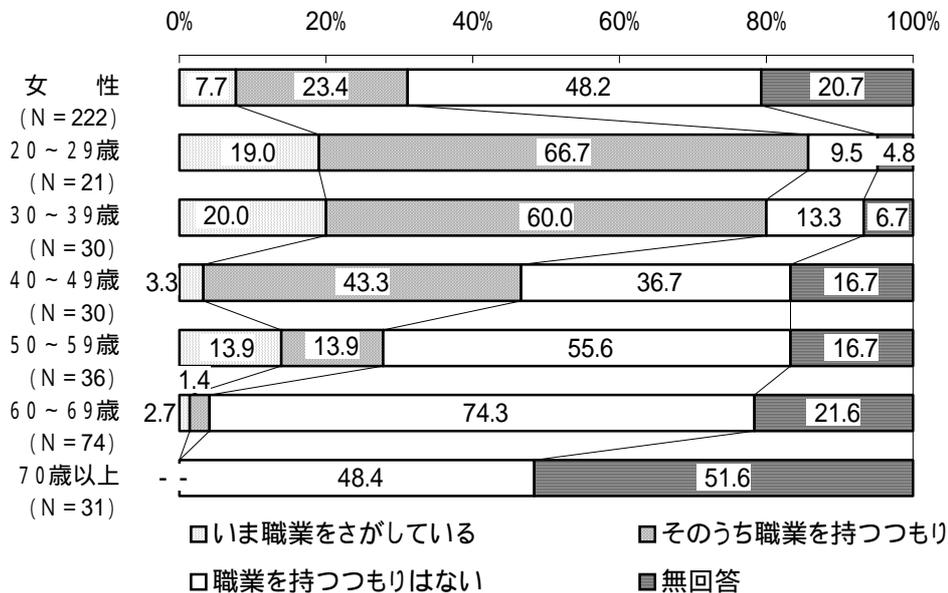
<参考データ>

女性の職業の有無（再掲）



資料：豊前市「男女共同参画社会づくりにむけての市民意識調査報告書」平成14年3月

職業をもつことの意志



資料：豊前市「男女共同参画社会づくりにむけての市民意識調査報告書」平成14年3月

(ウ) 事業者および従業員に対する意識啓発の促進

平成11年(1999年)に改正された「男女雇用機会均等法」では、募集・採用、配置・昇進における男女差別は禁止されており、違反した場合には事業主の責任が問われるようになりました。これまで、豊前市は法律の趣旨の広報に努めてきましたが、賃金、仕事内容、教育訓練等のさまざまな面で男女間格差は存在しており、事業所に対して啓発をさらに進める必要があります。

事業主に対しては、男女雇用機会均等法、育児・介護休業制度についての情報を冊子等を活用しながら提供し、仕事と育児、介護の両立を図るよう制度の有効活用を促進します。また、関係機関と連携し、中高生世代を対象に就業意識を醸成するための出前講座等を実施します。

施策の体系

(ウ) 事業者および従業員に対する意識啓発の促進

就労に関する法制度などの周知の徹底

具体的事業一覧

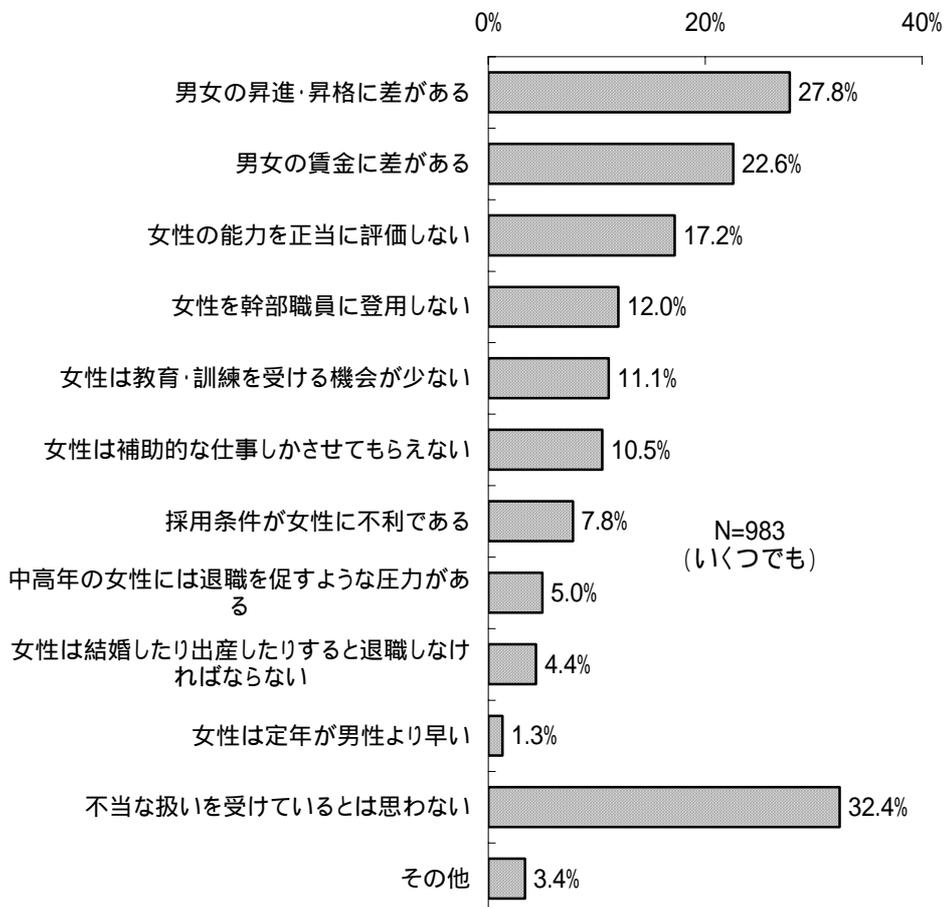
就労に関する法制度などの周知の徹底

事業名	事業の内容	実施期間	担当課
就労に関する法制度等についての啓発の促進	事業主、就業者に対して、男女雇用機会均等法や育児休業、介護休業制度についてのセミナーや講座等を実施し、仕事と育児、介護の両立支援制度を整備するように啓発します。	B	商工観光課 人権課
冊子等を活用した男女共同参画の理解促進	関係機関に、啓発冊子等を事業者や従業員へ配付を要請します。	B	商工観光課 人権課
中高生世代を対象とした固定的な性別役割分担意識にとらわれない就業意識の醸成	関係機関と連携し、中高生世代を対象に就業意識を醸成するための出前講座等を実施します。	B	商工観光課

期間：A(継続)，B(前期実施 H16～H20)，C(後期実施 H21～H25)

<参考データ>

職場で女性が男性よりも不当にあつかわれること



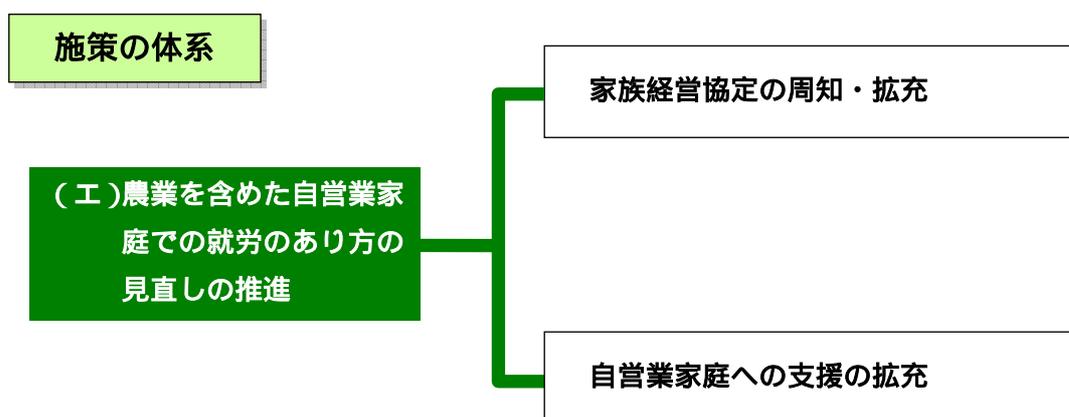
資料：豊前市「男女共同参画社会づくりにむけての市民意識調査報告書」平成14年3月

(工) 農業を含めた自営業家庭での就労のあり方の見直しの推進

国勢調査をみると、豊前市の第1次産業就業者は昭和60年で20%、平成12年で約10%と減少しています。また、第3次産業は、平成12年には約56%と半数を超えています。福岡県の平成12年の産業別人口は、第1次産業が約4%、第2次産業が約24%、第3次産業は約71%となっており、福岡県と比較すると、豊前市は第1次産業の割合が高い地域です。

農林漁業や商業等の自営業家庭において女性は、家事と仕事の境目が曖昧になりやすく、仕事と家事の両方で女性が負担を多く背負うことが少なくありません。また、労働時間や給与等の労働条件も不明確なことが多く、生産や経営の担い手として重要な役割を果たしているにもかかわらず、その役割が正しく評価されていないのが実情です。自営業家庭における男女が対等なパートナーとして、暮らしていくためにも「家族経営協定」の農業家庭への一層の充実を図ります。また、農業に限らず、「家族経営協定」の趣旨を商工業、漁業等の自営業家庭にも浸透していけるよう周知を図ります。

自営業家庭の女性は、仕事と家事の負担から家庭以外での対外的な社会関係を形成する機会をなくしてしまうことも少なくありません。自営業女性が参加しやすいような日時や場所等を考慮した出前講座を開催します。また、商工業や農業家庭における家族経営に従事する女性の地位向上と経営共同参画を目指し自主的に活動するグループに対し、情報の提供や講師の紹介等の支援を行います。



意識啓発と慣習
たりの見直し

政策・方針決定への男
女共同参画の推進

家庭生活と他の活動の
両立支援

人権の尊重と生涯を通
じた健康づくり

市民協働の推進体制つ
くり

具体的事業一覧

家族経営協定の周知・拡充

事業名	事業の内容	実施期間	担当課
家族経営協定の締結促進	農業家庭における家族従業者の労働環境整備をすすめるため、家族経営協定の締結を指導、促進します。	A	農林水産課

期間: A(継続), B(前期実施 H16~H20), C(後期実施 H21~H25)

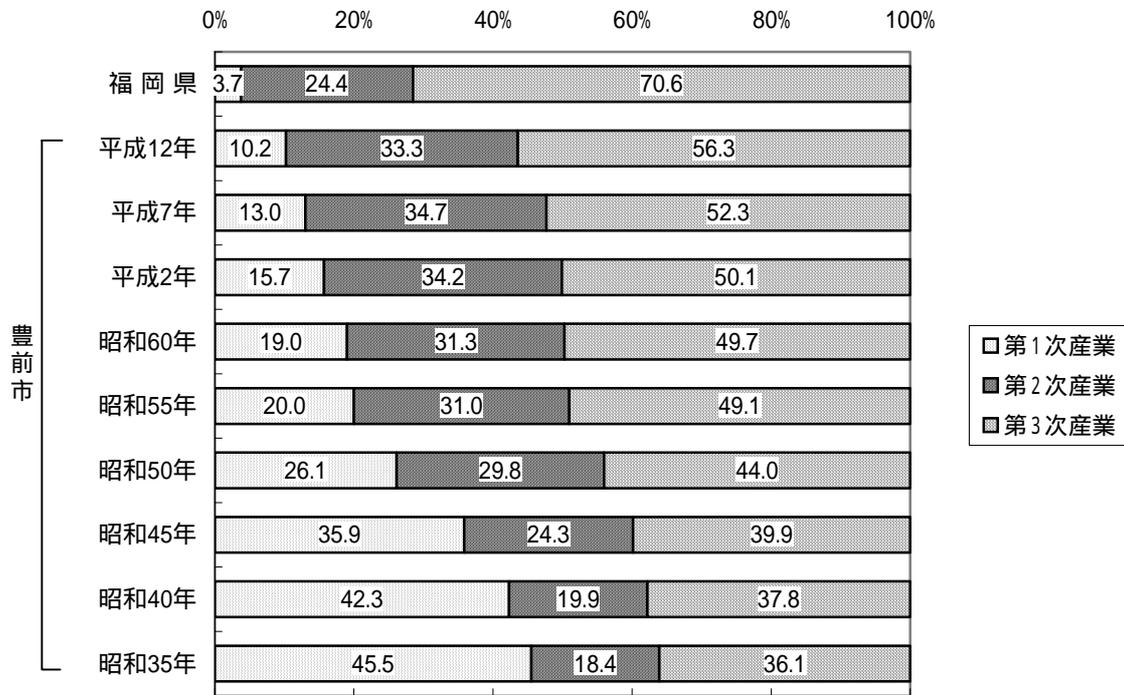
自営業家庭への支援の拡充

事業名	事業の内容	実施期間	担当課
経営共同参画のための学習機会の提供	家族経営を含めた経営共同参画に関する講座・研修会等を実施します。	A	農林水産課 商工観光課 人権課
商工自営・農林漁業の労働環境整備の推進	商工自営家庭を含めた家族従業の実態・問題点を把握し、労働環境整備を推進します。	A	農林水産課 商工観光課
女性の地位向上に関する自主的活動を行う団体の支援	女性の地位向上と経営共同参画を目指し自主的に活動するグループに対し、情報の提供や講師の紹介等の支援を行います。	A	農林水産課 商工観光課 人権課

期間: A(継続), B(前期実施 H16~H20), C(後期実施 H21~H25)

<参考データ>

豊前市における産業構造の推移



資料：国勢調査

意識啓発と慣習・しきたりの見直し

政策・方針決定への男女共同参画の推進

家庭生活と他の活動の両立支援

人権の尊重と生涯を通じた健康づくり

市民協働の推進体制づくり

豊前市における家族経営協定の状況

項目	件数
家族経営協定を初めて締結した時期	
平成9年度～平成10年度	5
平成11年度～平成15年度	5
平成13年度以降	2
合計	12
家族経営協定締結農家の取決め範囲	
父・母 経営主 配偶者	1
経営主 配偶者 息子・娘	1
経営主 配偶者	6
その他(経営主 父・母)	2
家族経営協定締結農家の取決め内容	
農業経営の方針決定	12
労働時間・休日	12
労働報酬(日給・月給)	8
収益の配分(日給・月給以外の配分)	1
農業面の役割分担(作業分担・簿記記帳等)	10
農業面の部門分担(加工、販売等の関連事業も含む)	9
生活面の役割分担(家事、交際)	0
育児の役割分担	0
経営移譲(継承を含む)	0
資産の相続	0
移譲者(老後)の扶養(居住・生活・介護等)	0
労働衛生・健康管理	1
社会・地域活動への参加	0
その他 福利厚生 研修	7

資料：豊前市調べ

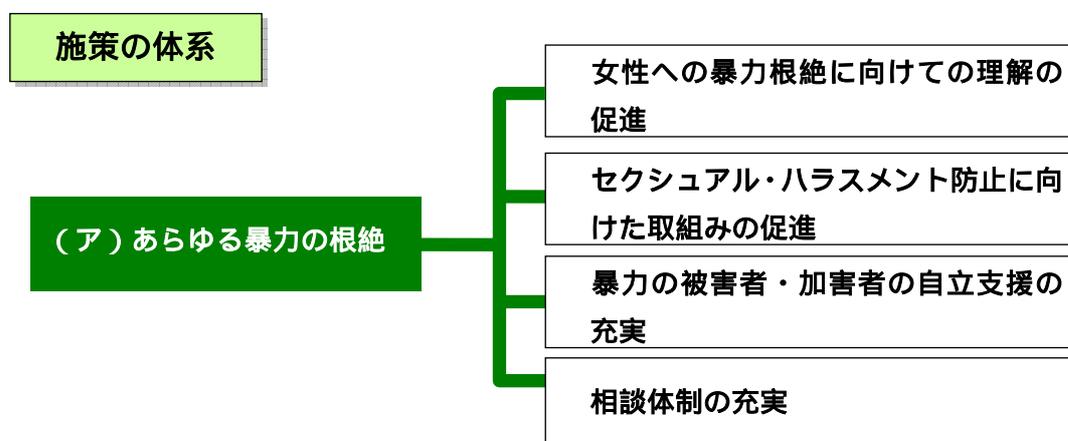
人権の尊重と生涯を通じた健康づくり

(ア)あらゆる暴力の根絶

平成13年10月に「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」(DV法)が施行されました。この法律は、配偶者からの暴力に係る通報、相談、保護、自立支援の体制を整備することにより、配偶者からの暴力の防止および被害者の保護を目的としています。

パートナーからの暴力を防止するために、まず、暴力は人権侵害であるという視点にたち、パートナーへの暴力に関する正しい認識をもつための学習会を開催します。また、広報による情報提供の充実や暴力根絶キャンペーン実施の検討を進め、性犯罪や街頭犯罪防止対策を充実します。

厚生労働省の資料によると、職場でのセクシュアル・ハラスメント(性的いやがらせ)に関する相談件数は、平成7年からの5年間で約9倍と急激に増加しています。職場におけるセクシュアル・ハラスメントを未然に防ぐために、セクシュアル・ハラスメントは人権侵害であるという認識を普及し、セクシュアル・ハラスメントについての理解を深めるための事業主および従業員を対象とした講座や研修等を関係機関と連携しながら実施します。市職員においても全ての職員に対して、セクシュアル・ハラスメントに関する基礎的講座、研修等を実施します。また、小・中学校で起きる スクール・セクシュアル・ハラスメントについても、予防と被害者救済のための取り組みを推進していきます。



具体的事業一覧

女性への暴力根絶に向けての理解の促進

事業名	事業の内容	実施期間	担当課
ドメスティック・バイオレンスに関する啓発の実施	広報「ぶぜん」や市のホームページ、チラシ等の活用や講座、研修会等を実施し、ドメスティック・バイオレンス防止への啓発を実施します。	A	人権課
性犯罪や街頭犯罪防止対策の充実	自治会等の地域団体や警察と連携し、防犯灯の設置やパトロールの強化等、性犯罪や街頭犯罪防止対策を充実します。	A	総務課 社会教育課
ドメスティック・バイオレンス根絶のためのキャンペーン実施	ドメスティック・バイオレンス根絶のため、暴力をなくす運動等、暴力防止のためのキャンペーンを実施します。	B	人権課 福祉事務所
メディア等における女性の人権尊重の促進	<u>メディア・リテラシー</u> をテーマにした講座を実施し、人権問題として啓発を図ります。	A	人権課 社会教育課

期間：A(継続)，B(前期実施 H16～H20)，C(後期実施 H21～H25)

セクシュアル・ハラスメント防止に向けた取組みの促進

事業名	事業の内容	実施期間	担当課
市職員に対するセクシュアル・ハラスメントに関する啓発の実施	市職員に対して、セクシュアル・ハラスメントに関する研修や文書等の配布を実施します。	A	総務課 人権課
庁内におけるセクシュアル・ハラスメントに関する相談体制の充実	関係機関と連携し、セクシュアル・ハラスメントに関する相談体制を充実します。	A	総務課
事業者に対するセクシュアル・ハラスメントに関する啓発の実施	事業主、労働者に対して、セクシュアル・ハラスメント防止に向けて、基礎的講座、研修等を実施します。	B	商工観光課 人権課
学校におけるセクシュアル・ハラスメントに関する研修の実施	教師から生徒へのセクシュアル・ハラスメント等、学校におけるセクシュアル・ハラスメント防止及び被害者の救済のための研修を実施します。	A	学校教育課

期間：A(継続)，B(前期実施 H16～H20)，C(後期実施 H21～H25)

暴力の被害者・加害者の自立支援の充実

事業名	事業の内容	実施期間	担当課
暴力防止のためのネットワークづくりの推進	緊急時の対応が可能となるよう、警察や医療機関、グループ等との連携を強めるため、定期的な会議を開催する等、ネットワークづくりを推進します。	B	福祉事務所 人権課

期間：A（継続）、B（前期実施 H16～H20）、C（後期実施 H21～H25）

相談体制の充実

事業名	事業の内容	実施期間	担当課
暴力に関する相談体制の充実	ドメスティック・バイオレンスやセクシュアル・ハラスメント等に関する相談に対応するための体制を充実します。	A	福祉事務所 人権課

期間：A（継続）、B（前期実施 H16～H20）、C（後期実施 H21～H25）

意識啓発と慣習・しきたりの見直し

政策・方針決定への男女共同参画の推進

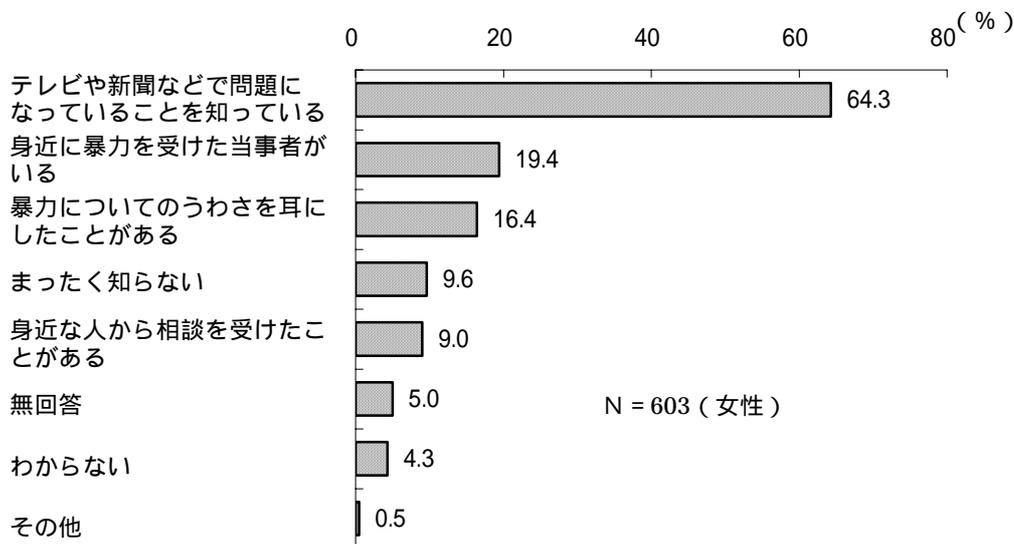
家庭生活と他の活動の両立支援

人権の尊重と生涯を通じた健康づくり

市民協働の推進体制づくり

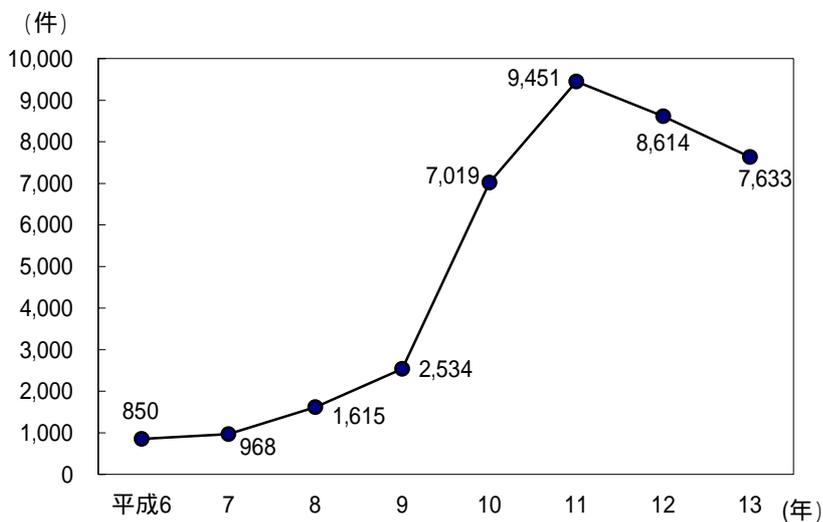
<参考データ>

パートナーからの暴力についての見聞き



資料：豊前市「男女共同参画社会づくりにむけての市民意識調査報告書」平成14年3月

セクシュアル・ハラスメントに関する相談件数の推移



資料：厚生労働省調べ

(イ)生涯にわたる健康づくりの推進

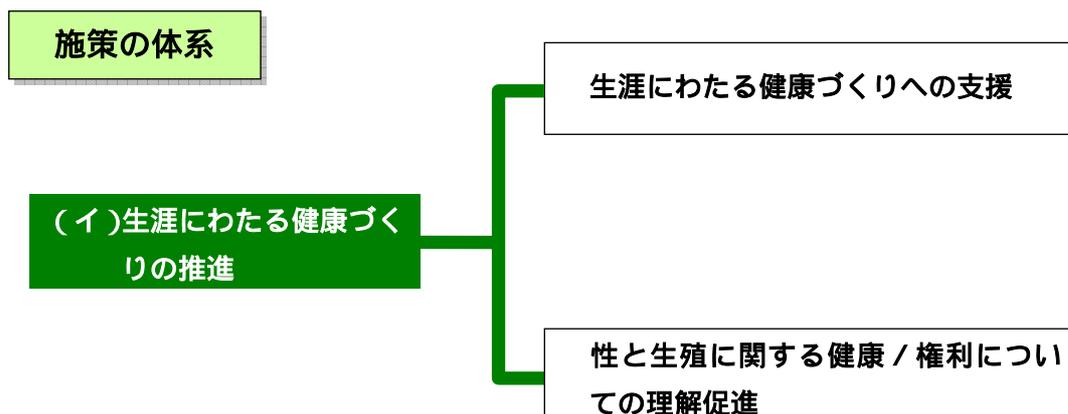
平成12年には、女性の平均寿命は約85歳と男性よりも約7年長くなっており、高齢者に占める女性の割合が高くなるなかで生涯を通じた女性の健康づくりの支援は今後ますます求められるようになっていくと思われま

す。男女が、その生涯を通じて健康を保持できるようにしていくためには、自らの健康について正しい情報を入手し、自分で判断することが必要です。女性は妊娠や出産、更年期障害といったライフサイクルを通じて、健康上の問題に直面することが考えられます。

健康に関する悩みや問題は、年齢やライフスタイル、就労状況、家庭環境等により多岐にわたることが考えられます。女性がそれぞれの状況にあった情報を入手し、自分で判断するためには、健康指導や健康相談を充実し、誰もが必要な時に気軽に指導を受けたり、相談したりできる体制づくりを進めます。

近年、食に対する安全性や環境保全に関わる問題が多くとりあげられています。女性だけでなく、男性も生涯を健康に過ごすため、食生活や環境に関する学習会を開催し、正しい知識を習得する機会の拡充に努めます。

女性の性や生殖、乳がん、子宮がん、骨粗しょう症等の女性に特有な疾病等を含めた生涯にわたる心身の健康について正しい知識を習得できる講座を開催する必要があります。また、男性に対しても性や生殖に対して正しい知識をもつように、マタニティ講座等への男性の参加を促進する必要があります。



意識啓発と慣習しきたりの見直し

政策・方針決定への男女共同参画の推進

家庭生活と他の活動の両立支援

人権の尊重と生涯を通じた健康づくり

市民協働の推進体制づくり

具体的事業一覧

生涯にわたる健康づくりへの支援

事業名	事業の内容	実施期間	担当課
男女の健康づくり支援の充実	各種検診の受診率の向上を図るとともに、保健指導等を充実し、男女の健康づくりを支援します。	A	市民健康課
健康教室の実施	健康に関する正しい情報提供や、定期的な健康チェック等を通して「自らの健康は自ら守る」という意識啓発を行います。	A	市民健康課
ライフサイクルに応じた健康相談の充実	妊娠・出産、更年期等、ライフサイクルに応じた健康問題や育児に関する悩みなどの心の問題に関する相談体制を充実します。	A	市民健康課
男女共同参画の視点に立った食育の推進	男女ともに参加しやすい食育講座等を実施し、食と健康についての理解を促進します。	A	市民健康課
環境保全活動の促進	環境に関する学習会や啓発冊子の発行を通して、健康をおびやかす環境問題への意識啓発を行います。	A	環境課

期間：A（継続）、B（前期実施 H16～H20）、C（後期実施 H21～H25）

性と生殖に関する健康／権利についての理解促進

事業名	事業の内容	実施期間	担当課
「リプロダクティブ・ヘルス／ライツ」に関する学習機会の充実	男女の性に関する理解及び人権としての性の尊重に関する啓発を進めるための講座や研修会を実施します。	A	人権課 市民健康課 社会教育課
母子保健に関する啓発パンフレットの活用促進	妊娠・出産各届出時に母子保健に関する啓発パンフレットを配付し、健康教育・育児教室等で活用します。	A	市民健康課
訪問指導の実施	妊産婦や乳幼児・高齢者世帯の訪問指導を実施します。	A	市民健康課
妊娠・出産期における健康保持支援	妊婦及び胎児の健康保持のため、妊婦の健康診査を実施します。	A	市民健康課
男女の健康をおびやかす性と生殖に関する情報提供の拡充	健康保険証の更新時や母子手帳配付時等の節目ごとに啓発パンフレット等を配付し、HIV／エイズ、性感染症等に対する正しい知識の普及に努めます。	B	市民健康課

期間：A(継続)，B(前期実施 H16～H20)，C(後期実施 H21～H25)

意識啓発と慣習・しきたりの見直し

政策・方針決定への男女共同参画の推進

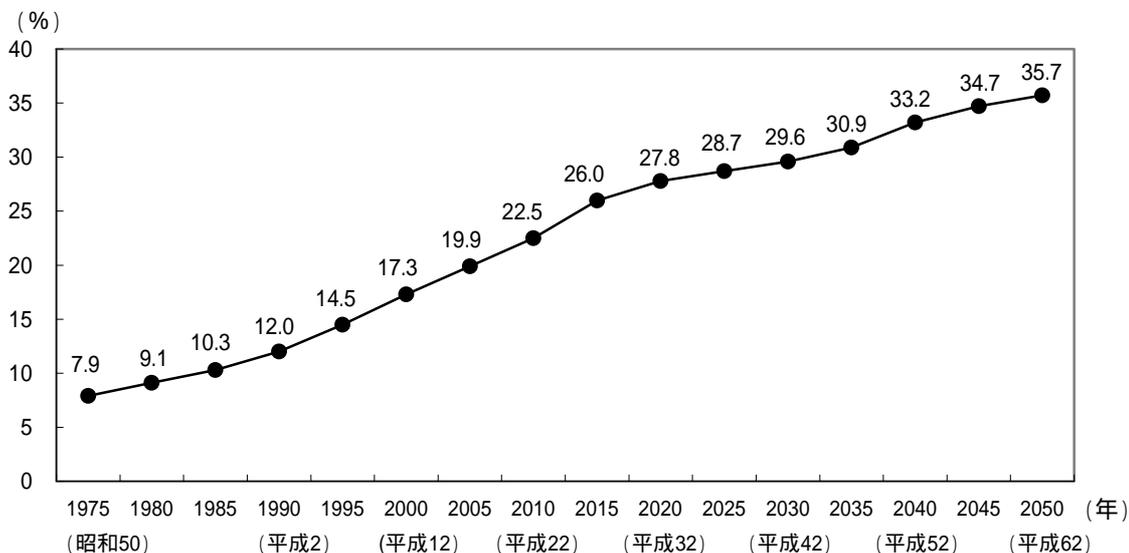
家庭生活と他の活動の両立支援

人権の尊重と生涯を通じた健康づくり

市民協働の推進体制づくり

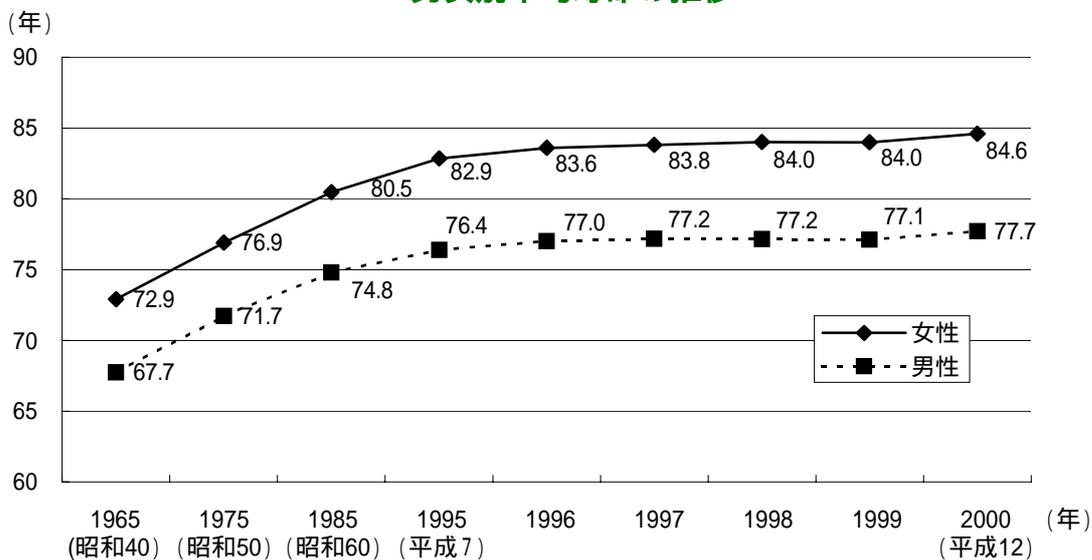
<参考データ>

高齢化率の推移



資料：2000年までは総務省「国勢調査」、2005年以降は国立社会保障・人口問題研究所「日本の将来推計人口」(平成14年1月推計)による

男女別平均寿命の推移



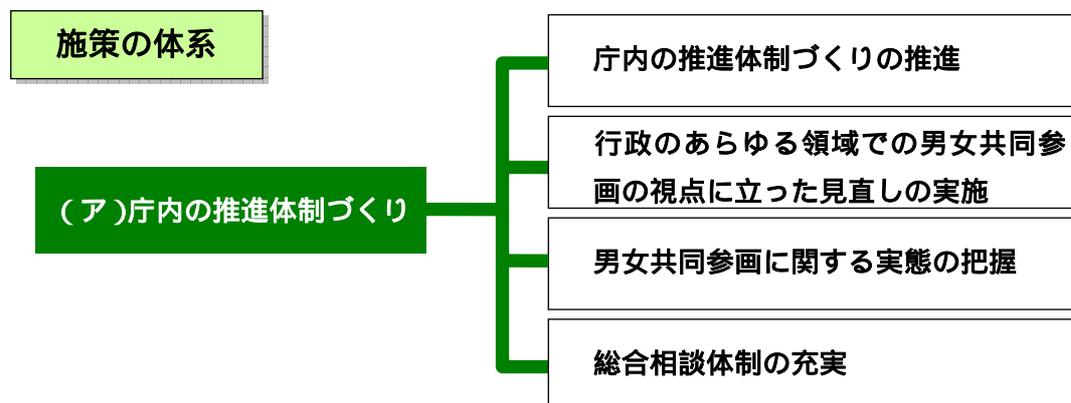
厚生労働省「生命表」(完全生命表)、ただし、平成8~11年は「簡易生命表」より

市民協働の推進体制づくり

(ア) 庁内の推進体制づくり

男女共同参画社会の実現には、まずは庁内に根強く残る性別役割分担意識や性差別的な慣習をチェックし、男女共同参画の視点に立って是正することが必要です。そのためには個別の施策の課題としてではなく、横断的かつ総合的な課題として取り組む必要があります。庁内の推進体制の確立が不可欠です。助役を会長とし、各課から選出された者で構成する「男女共同参画推進会議」を設置し、市が行う事業、各種計画策定事務局等、行政のあらゆる領域で男女共同参画の視点を取り入れた取り組みを進めます。また、取り組みの進捗状況評価および提言を行う機関として、「男女共同参画審議会」の継続的な設置を行います。

近年、ドメスティック・バイオレンスやセクシュアル・ハラスメント、就労等の性別に基づく差別や人権侵害が多く問題となっており、今後、問題がさらに深刻化、複雑化していく可能性があります。しかし、問題を抱えていても、世間体や職場の目という無言の圧力によって、身近な人に相談することに抵抗感を感じたり、自ら相談に行くことを控えたりしてしまう傾向があるようです。相談者のプライバシーと安全が確保され、悩みを抱えた女性が安心してさまざまな問題について相談できるような総合相談体制を充実します。

意識啓発と慣習
たりの見直し政策・方針決定への男
女共同参画の推進家庭生活と他の活動の
両立支援人権の尊重と生涯を通
じた健康づくり市民協働の推進体制づ
くり

具体的事業一覧

庁内の推進体制づくりの推進

事業名	事業の内容	実施期間	担当課
男女共同参画推進会議の設置	男女共同参画に関わる事業の進捗状況の管理および関係各課との連携を進めるための推進会議を設置します。	B	人権課 全庁
男女共同参画審議会の運営	市民を含めた男女共同参画審議会の継続的な設置を行い、施策の進捗状況調査や評価・答申を行います。	B	人権課

期間: A(継続), B(前期実施 H16~H20), C(後期実施 H21~H25)

行政のあらゆる領域での男女共同参画の視点に立った見直しの実施

事業名	事業の内容	実施期間	担当課
市職員に対する啓発の充実	市職員に向けての男女共同参画に関する研修、講座等を定期的開催し、市職員の意識の向上を図ります。	B	総務課 人権課

期間: A(継続), B(前期実施 H16~H20), C(後期実施 H21~H25)

男女共同参画に関する実態の把握

事業名	事業の内容	実施期間	担当課
市民意識調査の実施	男女共同参画に関する市民の意識や市政への要望を把握し、行政施策に反映します。	B	人権課

期間: A(継続), B(前期実施 H16~H20), C(後期実施 H21~H25)

総合相談体制の充実

事業名	事業の内容	実施期間	担当課
総合相談体制の充実	様々な問題を抱える女性の相談に対応できるよう、総合的な相談体制の充実を図ります。	B	人権課 福祉事務所

期間: A(継続), B(前期実施 H16~H20), C(後期実施 H21~H25)

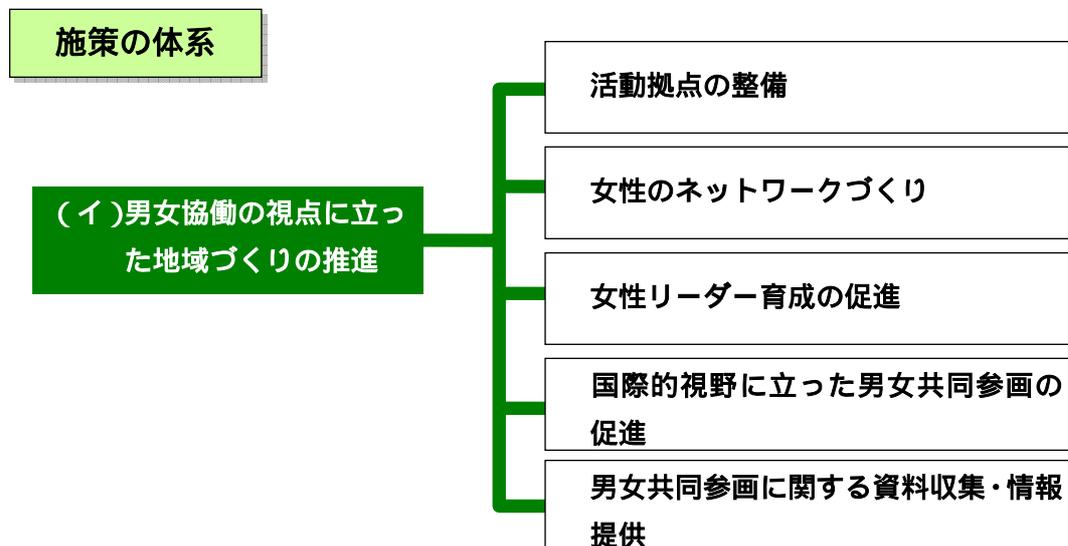
(イ)男女協働の視点に立った地域づくりの推進

男女共同参画社会づくりには、市民の連携と自発的な活動が必要であり、女性団体が個別に活動を展開するだけでなく、団体同士が連携し、総合的な活動が展開できるよう、活動の拠点となるセンターの整備やネットワークづくりを支援する仕組みづくりが求められています。

審議会・委員会等の女性委員の交流を図り、審議会、委員会で活躍する女性たちが相談しあったり、合同で活動を行ったり、さらには審議会・委員会のなかだけでなく地域に女性リーダーとして活躍できるような環境づくりを促進することが必要です。その一方で、地域で活動している女性や豊前市在住の多方面で活躍している女性等の実態を把握し、人材リストを作成し、既存の人材の活用を促します。

福岡県では、海外の男女共同参画の先進地での視察・研修・交流を目的とした「女性研修の翼」事業を行っており、この事業への参加希望者に対して積極的な支援を行い、参加を促す環境を整えます。また、在住外国人への情報提供のための多言語によるパンフレットの作成や異文化を理解するための学習機会を提供、国際交流を行う団体を助成する等、国際的な視点から男女共同参画に関する理解を深めます。

これらの活動を支援するための男女共同参画に関する総合的な情報収集に努め、市民への情報提供の充実を図ります。



意識啓発と慣習しきたりの見直し

政策・方針決定への男女共同参画の推進

家庭生活と他の活動の両立支援

人権の尊重と生涯を通じた健康づくり

市民協働の推進体制づくり

具体的事業一覧

活動拠点の整備

事業名	事業の内容	実施期間	担当課
男女共同参画推進センターの設置	男女共同参画社会実現のための拠点となるセンターを設置します。	B	人権課

期間: A(継続), B(前期実施 H16~H20), C(後期実施 H21~H25)

女性のネットワークづくり

事業名	事業の内容	実施期間	担当課
女性のネットワークづくりの支援	審議会、委員会、各種地域団体等で活動する女性の交流を図るための研修会を通じたネットワークづくりを支援します。	B	社会教育課 人権課
女性人材リストの作成・活用	女性の登用を促進するために、人材リストを作成し、情報を提供できる体制をつくり、審議会委員及び講師の紹介等に活用します。	B	社会教育課 人権課
地域で自主的な活動を行うグループへの支援	男女共同参画の視点に立ち地域で自主的な活動を行うグループや個人に対して、場所や講師、情報の提供を行い、活動を支援します。	B	社会教育課 人権課

期間: A(継続), B(前期実施 H16~H20), C(後期実施 H21~H25)

女性リーダー育成の促進

事業名	事業の内容	実施期間	担当課
継続的なリーダー育成事業の実施	男女共同参画社会づくりを推進するため、講座や研修会を通して地域のリーダーとなる人材や団体の育成を図ります。	A	人権課 社会教育課

期間: A(継続), B(前期実施 H16~H20), C(後期実施 H21~H25)

国際的視野に立った男女共同参画の促進

事業名	事業の内容	実施期間	担当課
国際会議・研修への市民参加支援	福岡県「女性の翼」事業をはじめ、国際会議・研修へ参加したい人に対して事前学習等の支援を行います。	B	人権課
国際交流事業の促進	異文化を理解するための学習機会を提供したり、国際交流を行う団体を助成する等、国際的な視点から男女共同参画に関する理解を深めます。	A	社会教育課 市政活性課

期間：A(継続)，B(前期実施 H16～H20)，C(後期実施 H21～H25)

男女共同参画に関する資料収集・情報提供

事業名	事業の内容	実施期間	担当課
男女共同参画に関する情報・資料の収集と提供	男女共同参画に関する地域活動の情報や先進都市の状況等の資料を収集し、市民へ情報を提供します。	B	人権課
在住外国人への情報提供の充実	多言語によるパンフレットの作成等、在住外国人への情報提供に努めます。	B	市民健康課 人権課 市政活性課

期間：A(継続)，B(前期実施 H16～H20)，C(後期実施 H21～H25)

意識啓発と慣習・しきたりの見直し

政策・方針決定への男女共同参画の推進

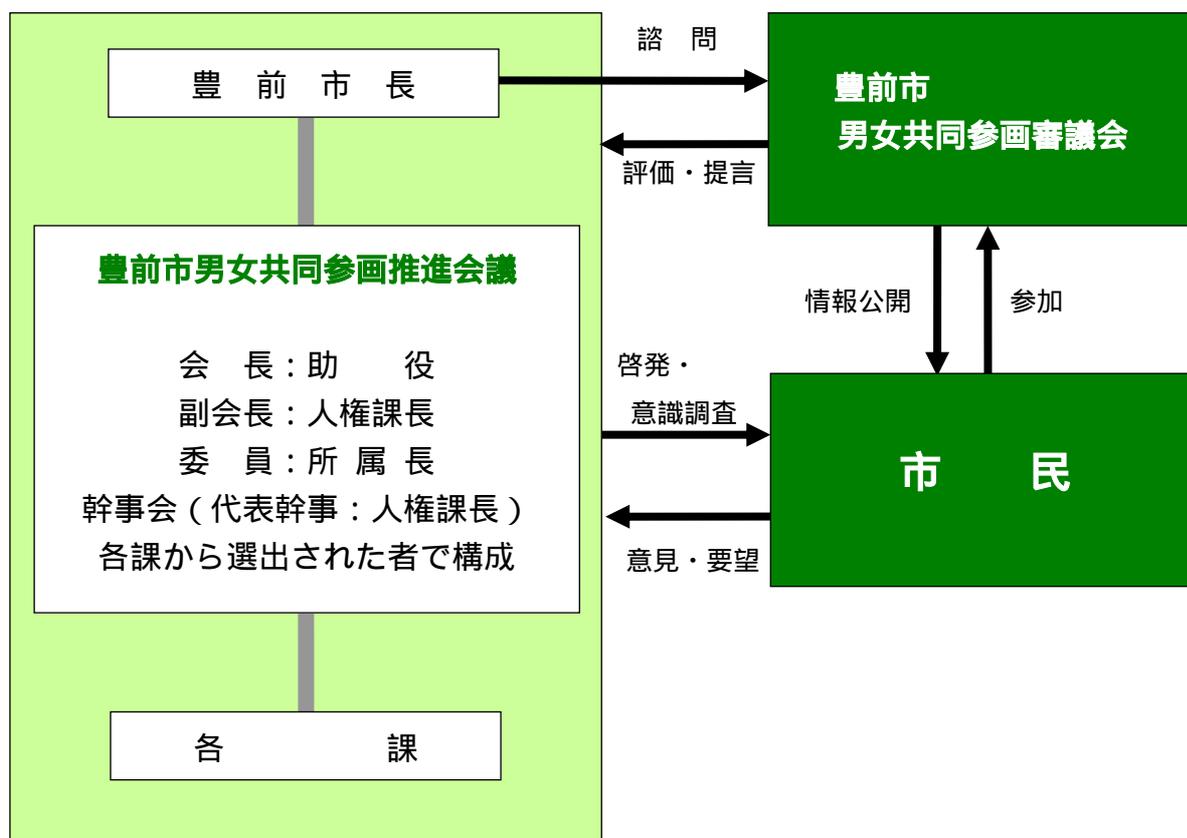
家庭生活と他の活動の両立支援

人権の尊重と生涯を通じた健康づくり

市民協働の推進体制づくり

< 豊前市男女共同参画推進体制 >

庁内においては、助役を長とした推進会議を中心として、男女共同参画社会に向けた施策の推進に取り組みます。また、施策の実施にあたっては、審議会を中心として必要に応じ、市民からのパブリックコメントおよび地域団体、学識経験者等から幅広い意見を集約し、施策に反映していきます。



1. 豊前市男女共同参画審議会規則

(趣旨)

第1条 この規則は、附属機関の設置に関する条例(昭和36年条例第18号)第3条の規定により、豊前市男女共同参画審議会(以下「審議会」という。)の組織及び運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

(所掌事務)

第2条 審議会は、市長に諮問に応じ、次の各号に掲げる事項に関して調査及び審議を行うものとする。

- (1) 本市の男女共同参画計画の策定及び推進に関すること。
- (2) その他男女共同参画に関すること。

(組織)

第3条 審議会の委員は、10人以内の委員をもって組織し、次の各号に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 市議会議員
- (2) 学識経験者
- (3) 市民代表

(任期)

第4条 委員の任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。

- 2 補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第5条 審議会に会長及び副会長を置く。

- 2 会長及び副会長は、委員の互選により定める。
- 3 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。
- 4 副会長は会長を補佐し、会長に事故あるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 審議会の会議は、必要に応じて会長が招集し、会長がその議長となる。

- 2 審議会の会議は、委員の半数以上が出席しなければ開くことができない。

3 審議会の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(庶 務)

第7条 審議会の庶務は、男女共同参画担当課で行う。

(委 任)

第8条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

2. 豊前市男女共同参画審議会委員名簿

	氏名	団体
会長	齋藤 貞之	学識経験者（北九州市立大学経済学部教授）
副会長	村田 喜代子	豊前市議会議員
委員	中村 勇希	豊前市議会議員
	渡邊 久子	人権擁護委員
	近藤 貴美子	婦人相談員
	佐藤 彰	豊前地区職業訓練協会
	中島 孝博	豊前市教育委員会
	西原 和子	主任児童委員
	大江 恵子	一般公募
	松田 伸二	一般公募（平成15年11月辞任）

（任期：平成15年8月22日～平成17年8月21日）

3 . 豊前市男女共同参画行動計画策定経過

2003 (平成 15)	8月22日	第1回 委嘱状交付 審議会の役割・スケジュール確認 住民意識調査の説明
	10月 3日	第2回 男女共同参画社会基本法・基本計画について(ワークショップ)
	11月 7日	第3回 豊前市男女共同参画行動計画の基本構想および体系について(審議)
	12月26日	第4回 基本構想(基本的考え方)の審議 体系、事業(案)の審議 事業内容ヒヤリング結果の報告
2004 (平成 16)	1月16日	第5回 基本理念について(男女がともに輝くまちぶぜん)に決定 体系、事業(案)の審議
	2月 2日	第6回 体系、事業内容 審議
	3月19日	第7回 行動計画素案 審議
	3月30日	第8回 市長答申

4 . 関連年表

西 曆 (元号)	世 界	日 本	豊前市
1945 年 (昭 20)	・ 国際連合設立、国際連合憲章採択		
1946 年 (昭 21)	・ 国連経済社会理事会の下に「婦人の地位委員会」設置		
1948 年 (昭 23)	・ 国連「世界人権宣言」採択		
1966 年 (昭 41)	・ 国連「国際人権規約」採択		
1967 年 (昭 42)	・ 国連「婦人に対する差別撤廃宣言」採択		
1972 年 (昭 47)	・ 国連、1975 年を国際婦人年をすることを宣言		
1975 年 (昭 50)	6 月 国際婦人年世界会議開催(メキシコ)(「世界行動計画」を採択)1976 年から 1985 年を「国連婦人の十年」と決定	9 月 総理府に「婦人問題企画推進本部」、「婦人問題企画推進会議」、「婦人問題担当室」を設置	
1976 年 (昭 51)	・ ILO(国際労働機関)事務局に婦人労働問題担当室を設置		
1977 年 (昭 52)		1 月「国内行動計画」策定 10 月「国内行動計画前期重点目標」発表	
1979 年 (昭 54)	12 月「女子差別撤廃条約」採択(第 34 回国連総会)		
1980 年 (昭 55)	7 月「国連婦人の十年」中間年世界会議開催(コペンハーゲン)(女子差別撤廃条約署名式)	7 月 女子差別撤廃条約署名	
1981 年 (昭 56)	9 月「女子差別撤廃条約」発効	5 月「国内行動計画後期重点目標」発表	
1982 年 (昭 57)		女子差別撤廃条約批准に向けて国籍法等国内法制整備準備	
1984 年 (昭 59)	・ ナイロビ世界会議のためのエッジ地域準備会議開催(東京)	5 月国籍法及び戸籍法の一部を改正する法律公布(昭 60.1.1 施行)	
1985 年 (昭 60)	7 月「国連婦人の十年」ナイロビ世界会議開催(ナイロビ)(「西暦」2000 年に向けての婦人の地位向上のためのナイロビ将来戦略)採択)	5 月「男女雇用機会均等法」公布 6 月「女子差別撤廃条約」批准 7 月同条約発効	

第3章 付 属 資 料

西 曆 (元号)	世 界	日 本	豊前市
1986年 (昭61)		4月「男女雇用機会均等法」施行	
1987年 (昭62)		5月「新国内行動計画」策定	
1988年 (昭63)		4月「改正労働基準法」施行	
1989年 (平元)	・国連「児童の権利に関する条約」採択	4月 学習指導要領の改正(高等学校家庭科の男女必修等)	
1990年 (平2)	5月 国連経済社会理事会「婦人の地位向上のためのナロビ将来戦略に関する第1回見直しと評価に伴う勧告及び結論」採択		
1991年 (平3)		5月「新国内行動計画」(第1次改定)策定 「育児休業法」公布	
1992年 (平4)		4月「育児休業法」施行	
1993年 (平5)	・「女性に対する暴力の撤廃に関する宣言」(第48回国連総会)		
1994年 (平6)	9月 第4回世界女性会議のためのエスカップ地域準備会議開催(ジャカルタ) ・国連「ジャカルタ宣言」(地域行動計画を含む)採択	6月 総理府政令一部改正により総理府に「男女共同参画室」と「男女共同参画審議会」を設置	
1995年 (平7)	9月 第4回世界女性会議開催(北京)	6月「育児休業法」(介護休業制度の法制化)	
1996年 (平8)		7月「男女共同参画ビジョン」答申 12月「男女共同参画200年プラン」策定	
1997年 (平9)		6月「男女雇用機会均等法」改正	女性セミナー(平成13年度より「男女共同参画セミナー」に改称)開催

西 暦 (元号)	世 界	日 本	豊前市
1998年 (平10)			「女性行政推進懇談会」開催
1999年 (平11)		4月「改正男女雇用機会均等法」施行、「育児・介護休業法」全面施行 6月 男女共同参画社会基本法公布施行	4月 総務課秘書広報係に男女共同参画担当職員を配置 「女性職員連絡会議」設置
2000年 (平12)	9月 国連特別総会「女性2000会議」(ニューヨーク)	5月「ストーカー行為等の規制等に関する法律」公布 12月「男女共同参画計画」策定	4月 福祉事務所に婦人相談員配置 7月～1月 女性セミナー昼の部(10回) 女性セミナー夜の部(4回) (働く婦人の家で開催)
2001年 (平13)		1月 内閣府に「男女共同参画会議」「男女共同参画局」設置 4月「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」公布 10月「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」一部施行	7月～10月 あすばる出前講座開催(4回) 8月「男女共同参画社会づくりにむけての市民意識調査」実施
2002年 (平14)		4月「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」全面施行	3月「男女共同参画社会づくりに向けての市民意識調査報告書」作成 4月人権課に男女共同参画係を設置 6月「豊前市男女共同参画推進懇話会」設置 7月～9月(3回)男女共同参画まちづくり講演会開催 8月 職員研修実施
2003年 (平15)			3月「豊前市男女共同参画推進懇話会提言書」提出 5月第1回豊前市男女共同参画シンポジウム開催 7月～9月(3回)男女共同参画まちづくり講演会開催 8月「男女共同参画審議会」設置 8月 職員研修実施
2004年 (平16)			3月「男女共同参画行動計画」策定

5 . 関 連 諸 法

男女共同参画社会基本法（平成十一年六月二十三日法律第七十八号）

成　　立	1999（平成11）年6月15日
公布・施行	1999（平成11）年6月23日
改正	1999（平成11）年7月16日法律第102号 1999（平成11）年12月22日 同第160号

目次

前文

第一章 総則（第一条 - 第十二条）

第二章 男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的施策（第十三条 - 第二十条）

第三章 男女共同参画会議（第二十一条 - 第二十八条）

附則

我が国においては、日本国憲法に個人の尊重と法の下での平等がうたわれ、男女平等の実現に向けた様々な取組が、国際社会における取組とも連動しつつ、着実に進められてきたが、なお一層の努力が必要とされている。

一方、少子高齢化の進展、国内経済活動の成熟化等我が国の社会経済情勢の急速な変化に対応していく上で、男女が、互いにその人権を尊重しつつ責任も分かち合い、性別にかかわらず、その個性と能力を十分に発揮することができる男女共同参画社会の実現は、緊要な課題となっている。

このような状況にかんがみ、男女共同参画社会の実現を二十一世紀の我が国社会を決定する最重要課題と位置付け、社会のあらゆる分野において、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の推進を図っていくことが重要である。

ここに、男女共同参画社会の形成についての基本理念を明らかにしてその方向を示し、将来に向かって国、地方公共団体及び国民の男女共同参画社会の形成に関する取組を総合的かつ計画的に推進するため、この法律を制定する。

第一章 総則

（目的）

第一条 この法律は、男女の人権が尊重され、かつ、社会経済情勢の変化に対応できる豊かで活力ある社会を実現することの緊要性にかんがみ、男女共同参画社会の形成に関し、基本理念を定め、並びに国、地方公共団体及び国民の責務を明らかにするとともに、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の基本となる事項を定めることにより、男女共同参画社会の形成を総合的かつ計画的に推進することを目的とする。

（定義）

第二条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

一 男女共同参画社会の形成 男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会を形成することをいう。

二 積極的改善措置 前号に規定する機会に係る男女間の格差を改善するため必要な範囲内において、男女のいずれか一方に対し、当該機会を積極的に提供することをいう。

（男女の人権の尊重）

第三条 男女共同参画社会の形成は、男女の個人としての尊厳が重んぜられること、男女が性別による差別的取扱いを受けないこと、男女が個人として能力を発揮する機会が確保されることその他の男女の人権が尊重されることを旨として、行われなければならない。

（社会における制度又は慣行についての配慮）

第四条 男女共同参画社会の形成に当たっては、社会における制度又は慣行が、性別による固定的な役割分担等を反映して、男女の社会における活動の選択に対して中立でない影響を及ぼすことにより、男女共同参画社会の形成を阻害する要因となるおそれがあることにかんがみ、社会における制度又は慣行が男女の社会における活動の選択に対して及ぼす影響をできる限り中立なものとするように配慮されなければならない。

（政策等の立案及び決定への共同参画）

第五条 男女共同参画社会の形成は、男女が、社会の対等な構成員として、国若しくは地方公共団体における政策又は民間の団体における方針の立案及び決定に共同して参画する機会が確保されることを旨として、行われなければならない。

（家庭生活における活動と他の活動の両立）

第六条 男女共同参画社会の形成は、家族を構成する男女が、相互の協力と社会の支援の下に、子の養育、家族の介護その他の家庭生活における活動について家族の一員としての役割を円滑に果たし、かつ、当該活動以外の活動を行うことができるようにすることを旨として、行われなければならない。

（国際的協調）

第七条 男女共同参画社会の形成の促進が国際社会における取組と密接な関係を有していることにかん

がみ、男女共同参画社会の形成は、国際的協調の下に行われなければならない。

(国の責務)

第八条 国は、第三条から前条までに定める男女共同参画社会の形成についての基本理念(以下「基本理念」という。)にのっとり、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策(積極的改善措置を含む。以下同じ。)を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

(地方公共団体の責務)

第九条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、男女共同参画社会の形成の促進に関し、国の施策に準じた施策及びその他のその地方公共団体の区域の特性に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(国民の責務)

第十条 国民は、職域、学校、地域、家庭その他の社会のあらゆる分野において、基本理念にのっとり、男女共同参画社会の形成に寄与するように努めなければならない。

(法制上の措置等)

第十一条 政府は、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を実施するため必要な法制上又は財政上の措置その他の措置を講じなければならない。

(年次報告等)

第十二条 政府は、毎年、国会に、男女共同参画社会の形成の状況及び政府が講じた男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての報告を提出しなければならない。

2 政府は、毎年、前項の報告に係る男女共同参画社会の形成の状況を考慮して講じようとする男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を明らかにした文書を作成し、これを国会に提出しなければならない。

第二章 男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的施策

(男女共同参画基本計画)

第十三条 政府は、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的な計画(以下「男女共同参画基本計画」という。)を定めなければならない。

2 男女共同参画基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

一 総合的かつ長期的に講ずべき男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の大綱

二 前号に掲げるもののほか、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 内閣総理大臣は、男女共同参画会議の意見を聴いて、男女共同参画基本計画の案を作成し、閣議の決定を求めなければならない。

4 内閣総理大臣は、前項の規定による閣議の決定があったときは、遅滞なく、男女共同参画基本計画を公表しなければならない。

5 前二項の規定は、男女共同参画基本計画の変更について準用する。

(都道府県男女共同参画計画等)

第十四条 都道府県は、男女共同参画基本計画を勘案して、当該都道府県の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画（以下「都道府県男女共同参画計画」という。）を定めなければならない。

2 都道府県男女共同参画計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

一 都道府県の区域において総合的かつ長期的に講ずべき男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の大綱

二 前号に掲げるもののほか、都道府県の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 市町村は、男女共同参画基本計画及び都道府県男女共同参画計画を勘案して、当該市町村の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画（以下「市町村男女共同参画計画」という。）を定めるように努めなければならない。

4 都道府県又は市町村は、都道府県男女共同参画計画又は市町村男女共同参画計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

（施策の策定等に当たっての配慮）

第十五条 国及び地方公共団体は、男女共同参画社会の形成に影響を及ぼすと認められる施策を策定し、及び実施するに当たっては、男女共同参画社会の形成に配慮しなければならない。

（国民の理解を深めるための措置）

第十六条 国及び地方公共団体は、広報活動等を通じて、基本理念に関する国民の理解を深めるよう適切な措置を講じなければならない。

（苦情の処理等）

第十七条 国は、政府が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策又は男女共同参画社会の形成に影響を及ぼすと認められる施策についての苦情の処理のために必要な措置及び性別による差別的取扱いその他の男女共同参画社会の形成を阻害する要因によって人権が侵害された場合における被害者の救済を図るために必要な措置を講じなければならない。

（調査研究）

第十八条 国は、社会における制度又は慣行が男女共同参画社会の形成に及ぼす影響に関する調査研究その他の男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の策定に必要な調査研究を推進するように努めるものとする。

（国際的協調のための措置）

第十九条 国は、男女共同参画社会の形成を国際的協調の下に促進するため、外国政府又は国際機関との情報の交換その他男女共同参画社会の形成に関する国際的な相互協力の円滑な推進を図るために必要な措置を講ずるように努めるものとする。

（地方公共団体及び民間の団体に対する支援）

第二十条 国は、地方公共団体が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策及び民間の団体が男女共同参画社会の形成の促進に関して行う活動を支援するため、情報の提供その他の必要な措置を講ず

るように努めるものとする。

第三章 男女共同参画会議

(設置)

第二十一条 内閣府に、男女共同参画会議（以下「会議」という。）を置く。

(所掌事務)

第二十二条 会議は、次に掲げる事務をつかさどる。

- 一 男女共同参画基本計画に関し、第十三条第三項に規定する事項を処理すること。
- 二 前号に掲げるもののほか、内閣総理大臣又は関係各大臣の諮問に応じ、男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的な方針、基本的な政策及び重要事項を調査審議すること。
- 三 前二号に規定する事項に関し、調査審議し、必要があると認めるときは、内閣総理大臣及び関係各大臣に対し、意見を述べること。
- 四 政府が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の実施状況を監視し、及び政府の施策が男女共同参画社会の形成に及ぼす影響を調査し、必要があると認めるときは、内閣総理大臣及び関係各大臣に対し、意見を述べること。

(組織)

第二十三条 会議は、議長及び議員二十四人以内をもって組織する。

(議長)

第二十四条 議長は、内閣官房長官をもって充てる。

- 2 議長は、会務を総理する。

(議員)

第二十五条 議員は、次に掲げる者をもって充てる。

- 一 内閣官房長官以外の国务大臣のうちから、内閣総理大臣が指定する者
- 二 男女共同参画社会の形成に関し優れた識見を有する者のうちから、内閣総理大臣が任命する者
- 2 前項第二号の議員の数は、同項に規定する議員の総数の十分の五未満であってはならない。
- 3 第一項第二号の議員のうち、男女のいずれか一方の議員の数は、同号に規定する議員の総数の十分の四未満であってはならない。
- 4 第一項第二号の議員は、非常勤とする。

(議員の任期)

第二十六条 前条第一項第二号の議員の任期は、二年とする。ただし、補欠の議員の任期は、前任者の残任期間とする。

- 2 前条第一項第二号の議員は、再任されることができる。

(資料提出の要求等)

第二十七条 会議は、その所掌事務を遂行するために必要があると認めるときは、関係行政機関の長に対し、監視又は調査に必要な資料その他の資料の提出、意見の開陳、説明その他必要な協力を求めることが

できる。

2 会議は、その所掌事務を遂行するために特に必要があると認めるときは、前項に規定する者以外の者に対しても、必要な協力を依頼することができる。

(政令への委任)

第二十八条 この章に定めるもののほか、会議の組織及び議員その他の職員その他会議に関し必要な事項は、政令で定める。

附 則 (平成十一年六月二三日法律第七八号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から施行する。

(男女共同参画審議会設置法の廃止)

第二条 男女共同参画審議会設置法(平成九年法律第七号)は、廃止する。

附 則 (平成十一年七月十六日法律第百二号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、内閣法の一部を改正する法律(平成十一年法律第八十八号)の施行の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

(施行の日 = 平成十三年一月六日)

一 略

二 附則第十条第一項及び第五項、第十四条第三項、第二十三条、第二十八条並びに第三十条の規定 公布の日

(委員等の任期に関する経過措置)

第二十八条 この法律の施行の日の前日において次に掲げる従前の審議会その他の機関の会長、委員その他の職員である者(任期の定めのない者を除く。)の任期は、当該会長、委員その他の職員の任期を定められたそれぞれの法律の規定にかかわらず、その日に満了する。

一から十まで 略

十一 男女共同参画審議会

(別に定める経過措置)

第三十条 第二条から前条までに規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要となる経過措置は、別に法律で定める。

附 則 (平成十一年十二月二十二日法律第百六十号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律(第二条及び第三条を除く。)は、平成十三年一月六日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

(以下略)

配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律

(平成十三年法律第三十一号)

目次

前文

総則(第一条・第二条)

配偶者暴力相談支援センター等(第三条 - 第五条)

被害者の保護(第六条 - 第九条)

保護命令(第十条 - 第二十二条)

雑則(第二十三条 - 第二十八条)

雑則(第二十九条・第三十条)

附則

我が国においては、日本国憲法に個人の尊重と法の下での平等がうたわれ、人権の擁護と男女平等の実現に向けた取組が行われている。

ところが、配偶者からの暴力は、犯罪となる行為であるにもかかわらず、被害者の救済が必ずしも十分に行われてこなかった。また、配偶者からの暴力の被害者は、多くの場合女性であり、経済的自立が困難である女性に対して配偶者が暴力その他の心身に有害な影響を及ぼす言動を行うことは、個人の尊厳を害し、男女平等の実現の妨げとなっている。

このような状況を改善し、人権の擁護と男女平等の実現を図るためには、配偶者からの暴力を防止し、被害者を保護するための施策を講ずることが必要である。このことは、女性に対する暴力を根絶しようと努めている国際社会における取組にも沿うものである。

ここに、配偶者からの暴力に係る通報、相談、保護、自立支援等の体制を整備することにより、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図るため、この法律を制定する。

第一章 総則

(定義)

第一条 この法律において「配偶者からの暴力」とは、配偶者(婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。)からの身体に対する不法な攻撃であって生命又は身体に危害を及ぼすものをいう。

2 この法律において「被害者」とは、配偶者からの暴力を受けた者(配偶者からの暴力を受けた後婚姻を解消した者であって、当該配偶者であった者から引き続き生命又は身体に危害を受けるおそれがあるものを含む。)をいう。

(国及び地方公共団体の責務)

第二条 国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力を防止し、被害者を保護する責務を有する。

第二章 配偶者暴力相談支援センター等

(配偶者暴力相談支援センター)

第三条 都道府県は、当該都道府県が設置する婦人相談所その他の適切な施設において、当該各施設が配偶者暴力相談支援センターとしての機能を果たすようにするものとする。

2 配偶者暴力相談支援センターは、配偶者からの暴力の防止及び被害者(被害者に準ずる心身に有害な影響を及ぼす言動を受けた者を含む。以下この章及び第七条において同じ。)の保護のため、次に掲げる業務を行うものとする。

一 被害者に関する各般の問題について、相談に応ずること又は婦人相談員若しくは相談を行う機関を紹介すること。

二 被害者の心身の健康を回復させるため、医学的又は心理学的な指導その他の必要な指導を行うこと。

三 被害者(被害者がその家族を同伴する場合にあっては、被害者及びその同伴する家族。次号、第六号及び第五条において同じ。)の一時保護を行うこと。

四 被害者が自立して生活することを促進するため、情報の提供その他の援助を行うこと。

五 第四章に定める保護命令の制度の利用について、情報の提供その他の援助を行うこと。

六 被害者を居住させ保護する施設の利用について、情報の提供その他の援助を行うこと。

3 前項第三号の一時保護は、婦人相談所が、自ら行い、又は厚生労働大臣が定める基準を満たす者に委託して行うものとする。

(婦人相談員による相談等)

第四条 婦人相談員は、被害者の相談に応じ、必要な指導を行うことができる。

(婦人保護施設における保護)

第五条 都道府県は、婦人保護施設において被害者の保護を行うことができる。

第三章 被害者の保護

(配偶者からの暴力の発見者による通報等)

第六条 配偶者からの暴力を受けている者を発見した者は、その旨を配偶者暴力相談支援センター又は警察官に通報するよう努めなければならない。

2 医師その他の医療関係者は、その業務を行うに当たり、配偶者からの暴力によって負傷し又は疾病にかかったと認められる者を発見したときは、その旨を配偶者暴力相談支援センター又は警察官に通報することができる。この場合において、その者の意思を尊重するよう努めるものとする。

3 刑法(明治四十年法律第四十五号)の秘密漏示罪の規定その他の守秘義務に関する法律の規定は、前二項の規定により通報することを妨げるものと解釈してはならない。

4 医師その他の医療関係者は、その業務を行うに当たり、配偶者からの暴力によって負傷し又は疾病にかかったと認められる者を発見したときは、その者に対し、配偶者暴力相談支援センター等の利用について、その有する情報を提供するよう努めなければならない。

(配偶者暴力相談支援センターによる保護についての説明等)

第七条 配偶者暴力相談支援センターは、被害者に関する通報又は相談を受けた場合には、必要に応じ、被害者に対し、第三条第二項の規定により配偶者暴力相談支援センターが行う業務の内容について説明及び助言を行うとともに、必要な保護を受けることを勧奨するものとする。

（警察官による被害の防止）

第八条 警察官は、通報等により配偶者からの暴力が行われていると認めるときは、警察法（昭和二十九年法律第百六十二号）、警察官職務執行法（昭和二十三年法律第百三十六号）その他の法令の定めるところにより、暴力の制止、被害者の保護その他の配偶者からの暴力による被害の発生を防止するために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

（被害者の保護のための関係機関の連携協力）

第九条 配偶者暴力相談支援センター、都道府県警察、社会福祉法（昭和二十六年法律第四十五号）に定める福祉に関する事務所等の関係機関は、被害者の保護を行うに当たっては、その適切な保護が行われるよう、相互に連携を図りながら協力するよう努めるものとする。

第四章 保護命令

（保護命令）

第十条 被害者が更なる配偶者からの暴力によりその生命又は身体に重大な危害を受けるおそれ大きいときは、裁判所は、被害者の申立てにより、その生命又は身体に危害が加えられることを防止するため、当該配偶者に対し、次の各号に掲げる事項を命ずるものとする。ただし、第二号に掲げる事項については、申立ての時ににおいて被害者及び当該配偶者が生活の本拠を共にする場合に限る。

一 命令の効力が生じた日から起算して六月間、被害者の住居（当該配偶者と共に生活の本拠としている住居を除く。以下この号において同じ。）その他の場所において被害者の身辺につきまとい、又は被害者の住居、勤務先その他その通常所在する場所の付近をはいかいすることを禁止すること。

二 命令の効力が生じた日から起算して二週間、被害者と共に生活の本拠としている住居から退去すること。

（管轄裁判所）

第十一条 前条の規定による命令（以下「保護命令」という。）の申立てに係る事件（以下「保護命令事件」という。）は、相手方の住所（日本国内に住所がないとき又は住所が知れないときは居所）の所在地を管轄する地方裁判所の管轄に属する。

2 保護命令の申立ては、次の各号に掲げる地を管轄する地方裁判所にもすることができる。

一 申立人の住所又は居所の所在地

二 当該申立てに係る配偶者からの暴力が行われた地

（保護命令の申立て）

第十二条 保護命令の申立ては、次に掲げる事項を記載した書面でしなければならない。

一 配偶者からの暴力を受けた状況

二 更なる配偶者からの暴力により生命又は身体に重大な危害を受けるおそれ大きいと認めるに足りる事情

三 配偶者暴力相談支援センターの職員又は警察職員に対し、配偶者からの暴力に関して相談し、又は援助若しくは保護を求めた事実の有無及びその事実があるときは、次に掲げる事項

イ 当該配偶者暴力相談支援センター又は当該警察職員の所属官署の名称

ロ 相談し、又は援助若しくは保護を求めた日時及び場所

ハ 相談又は求めた援助若しくは保護の内容

ニ 相談又は申立人の求めに対して執られた措置の内容

2 前項の書面（以下「申立書」という。）に同項第三号イからニまでに掲げる事項の記載がない場合には、申立書には、同項第一号及び第二号に掲げる事項についての申立人の供述を記載した書面で公証人法（明治四十一年法律第五十三号）第五十八条ノ二第一項の認証を受けたものを添付しなければならない。（迅速な裁判）

第十三条 裁判所は、保護命令事件については、速やかに裁判をするものとする。

（保護命令事件の審理の方法）

第十四条 保護命令は、口頭弁論又は相手方が立ち会うことができる審尋の期日を経なければ、これを発することができない。ただし、その期日を経ることにより保護命令の申立ての目的を達することができない事情があるときは、この限りでない。

2 申立書に第十二条第一項第三号イからニまでに掲げる事項の記載がある場合には、裁判所は、当該配偶者暴力相談支援センター又は当該所属官署の長に対し、申立人が相談し又は援助若しくは保護を求めた際の状況及びこれに対して執られた措置の内容を記載した書面の提出を求めるものとする。この場合において、当該配偶者暴力相談支援センター又は当該所属官署の長は、これに速やかに応ずるものとする。

3 裁判所は、必要があると認める場合には、前項の配偶者暴力相談支援センター若しくは所属官署の長又は申立人から相談を受け、若しくは援助若しくは保護を求められた職員に対し、同項の規定により書面の提出を求めた事項に関して更に説明を求めることができる。

（保護命令の申立てについての決定等）

第十五条 保護命令の申立てについての決定には、理由を付さなければならない。ただし、口頭弁論を経ないで決定をする場合には、理由の要旨を示せば足りる。

2 保護命令は、相手方に対する決定書の送達又は相手方が出頭した口頭弁論若しくは審尋の期日における言渡しによって、その効力を生ずる。

3 保護命令を発したときは、裁判所書記官は、速やかにその旨及びその内容を申立人の住所又は居所を管轄する警視総監又は道府県警察本部長（道警察本部の所在地を包括する方面を除く方面については、方面本部長）に通知するものとする。

4 保護命令は、執行力を有しない。

（即時抗告）

第十六条 保護命令の申立てについての裁判に対しては、即時抗告をすることができる。

2 前項の即時抗告は、保護命令の効力に影響を及ぼさない。

3 即時抗告があった場合において、保護命令の取消しの原因となることが明らかな事情があることにつ

き疎明があったときに限り、抗告裁判所は、申立てにより、即時抗告についての裁判が効力を生ずるまでの間、保護命令の効力の停止を命ずることができる。事件の記録が原裁判所に存する間は、原裁判所も、この処分を命ずることができる。

4 前項の規定による裁判に対しては、不服を申し立てることができない。

5 前条第三項の規定は、第三項の場合及び抗告裁判所が保護命令を取り消した場合について準用する。
(保護命令の取消し)

第十七条 保護命令を発した裁判所は、第十条第一号に掲げる事項に係る保護命令の申立てをした者の申立てがあった場合には、当該保護命令を取り消さなければならない。同号に掲げる事項に係る保護命令が効力を生じた日から起算して三月が経過した場合において、当該保護命令を受けた者が申し立て、当該裁判所が当該保護命令の申立てをした者に異議がないことを確認したときも、同様とする。

2 第十五条第三項の規定は、前項の場合について準用する。

(保護命令の再度の申立て)

第十八条 保護命令が発せられた場合には、当該保護命令の申立ての理由となった配偶者からの暴力と同一の事実を理由とする再度の申立ては、第十条第一号に掲げる事項に係る保護命令に限り、することができる。

2 再度の申立てをする場合においては、申立書には、当該申立てをする時における第十二条第一項第二号の事情に関する申立人の供述を記載した書面で公証人法第五十八条ノ二第一項の認証を受けたものを添付しなければならない。

(事件の記録の閲覧等)

第十九条 保護命令に関する手続について、当事者は、裁判所書記官に対し、事件の記録の閲覧若しくは謄写、その正本、謄本若しくは抄本の交付又は事件に関する事項の証明書の交付を請求することができる。ただし、相手方にとっては、保護命令の申立てに関し口頭弁論若しくは相手方を呼び出す審尋の期日の指定があり、又は相手方に対する保護命令の送達があるまでの間は、この限りでない。

(法務事務官による宣誓認証)

第二十条 法務局若しくは地方法務局又はその支局の管轄区域内に公証人がいない場合又は公証人がその職務を行うことができない場合には、法務大臣は、当該法務局若しくは地方法務局又はその支局に勤務する法務事務官に第十二条第二項及び第十八条第二項の認証を行わせることができる。

(民事訴訟法の準用)

第二十一条 この法律に特別の定めがある場合を除き、保護命令に関する手続に関しては、その性質に反しない限り、民事訴訟法(平成八年法律第九号)の規定を準用する。

(最高裁判所規則)

第二十二条 この法律に定めるもののほか、保護命令に関する手続に関し必要な事項は、最高裁判所規則で定める。

第五章 雑則

(職務関係者による配慮等)

第二十三条 配偶者からの暴力に係る被害者の保護、捜査、裁判等に職務上関係のある者（次項において「職務関係者」という。）は、その職務を行うに当たり、被害者の心身の状況、その置かれている環境等を踏まえ、被害者の人権を尊重するとともに、その安全の確保及び秘密の保持に十分な配慮をしなければならない。

2 国及び地方公共団体は、職務関係者に対し、被害者の人権、配偶者からの暴力の特性等に関する理解を深めるために必要な研修及び啓発を行うものとする。

（教育及び啓発）

第二十四条 国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力の防止に関する国民の理解を深めるための教育及び啓発に努めるものとする。この場合において、配偶者からの心身に有害な影響を及ぼす言動が、配偶者からの暴力と同様に許されないものであることについても理解を深めるよう配慮するものとする。

（調査研究の推進等）

第二十五条 国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に資するため、加害者の更生のための指導の方法、被害者の心身の健康を回復させるための方法等に関する調査研究の推進並びに被害者の保護に係る人材の養成及び資質の向上に努めるものとする。

（民間の団体に対する援助）

第二十六条 国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図るための活動を行う民間の団体に対し、必要な援助を行うよう努めるものとする。

（都道府県及び市の支弁）

第二十七条 都道府県は、次の各号に掲げる費用を支弁しなければならない。

一 第三条第二項の規定に基づき同項に掲げる業務を行う婦人相談所の運営に要する費用（次号に掲げる費用を除く。）

二 第三条第二項第三号の規定に基づき婦人相談所が行う一時保護（同条第三項に規定する厚生労働大臣が定める基準を満たす者に委託して行う場合を含む。）に要する費用

三 第四条の規定に基づき都道府県知事の委嘱する婦人相談員が行う業務に要する費用

四 第五条の規定に基づき都道府県が行う保護（市町村、社会福祉法人その他相当と認める者に委託して行う場合を含む。）及びこれに伴い必要な事務に要する費用

2 市は、第四条の規定に基づきその長の委嘱する婦人相談員が行う業務に要する費用を支弁しなければならない。

（国の負担及び補助）

第二十八条 国は、政令の定めるところにより、都道府県が前条第一項の規定により支弁した費用のうち、同項第一号及び第二号に掲げるものについては、その十分の五を負担するものとする。

2 国は、予算の範囲内において、次の各号に掲げる費用の十分の五以内を補助することができる。

一 都道府県が前条第一項の規定により支弁した費用のうち、同項第三号及び第四号に掲げるもの

二 市が前条第二項の規定により支弁した費用

第六章 罰則

第二十九条 保護命令に違反した者は、一年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。

第三十条 第十二条第一項の規定により記載すべき事項について虚偽の記載のある申立書により保護命令の申立てをした者は、十万円以下の過料に処する。

附 則

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を経過した日から施行する。ただし、第二章、第六条(配偶者暴力相談支援センターに係る部分に限る。)、第七条、第九条(配偶者暴力相談支援センターに係る部分に限る。)、第二十七条及び第二十八条の規定は、平成十四年四月一日から施行する。

(経過措置)

第二条 平成十四年三月三十一日までに婦人相談所に対し被害者が配偶者からの暴力に関して相談し、又は援助若しくは保護を求めた場合における当該被害者からの申立てに係る保護命令事件に関する第十二条第一項第三号並びに第十四条第二項及び第三項の規定の適用については、これらの規定中「配偶者暴力相談支援センター」とあるのは、「婦人相談所」とする。

(検討)

第三条 この法律の規定については、この法律の施行後三年を目途として、この法律の施行状況等を勘案し、検討が加えられ、その結果に基づいて必要な措置が講ぜられるものとする。

(民事訴訟費用等に関する法律の一部改正)

第四条 民事訴訟費用等に関する法律(昭和四十六年法律第四十号)の一部を次のように改正する。 別表第一の一六の項中「非訟事件手続法の規定により裁判を求める申立て」の下に「、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律(平成十三年法律第三十一号)第十条の規定による申立て」を加え、同表の一七の項ホ中「第二十七条第八項の規定による申立て」の下に「、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律第十六条第三項若しくは第十七条第一項の規定による申立て」を加える。

6 . 用語の解説

IL0156号条約（家族的責任を有する労働者条約）

国連の専門機関であるILO（国際労働機関）が1981年に採択した「男女労働者特に家族的責任を有する労働者の機会均等及び均等待遇に関する条約」のことをいいます。この条約は、（1）**育児、介護などの**家族的責任をもつ男性労働者と女性労働者の実効的な平等の実現、（2）家族的責任をもつ労働者とその他の労働者の実効的な平等の実現、を目的とし、家族的責任を男女がともに担うことを雇用の場で具体化した条約といえます。**日本では1992年に「育児休業法」を法制化、1995年に介護休業制度を導入し、1995年に条約を批准しました**

M字型の働き方

女性が働き続けるとき、現在の日本では仕事と家事・育児の両立は大変困難なため、子育て中は仕事を中断し、一段落したら再就職する**という働き方を選択する人が少なくありません**。そのため労働力率の**年齢別**グラフが**20代前半と40代後半を2つの山としたM字型**を示すことをいい、日本の女性の特徴的な働き方です。そのこともあって、女性の平均賃金は男性の約6割しかありません。

育児・介護休業法

「育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律」のことをいいます。この法律は、育児や家族の介護を行う労働者の職業生活と家庭生活の両立を支援することを目的とした、総合的な内容のものであると共に、すべての事業所に適用されます。

学童保育

両親が働いているなど、保護者が昼間家庭にいない小学校低学年児童を対象に、放課後の健全な育成を図るため、学校の空き教室や児童館などを利用し、安心して充実した生活が送れるような遊びや生活の指導を**行う事業のことです**。

家族経営協定

家族経営が中心の我が国の農業において、家族一人ひとりの役割と責任を明確化し、男女を問わず意欲をもって取り組めるようにするため、農業経営を担っている家族の皆が話し合って農業経営の方針、労働報酬、休日・労働時間、経営移譲等について文書で取り決めるものです。

家族経営協定を締結することにより、家族の間に新しい信頼関係が生まれ、経営におけるそれぞれの役割分担や位置づけが明確になります。

行動綱領

2000年までに各国政府が行動しなければならないとされる基準を示したもので、**1995年の第4回世界女性会議（北京会議）で採択されました**。12の重大問題領域を活動の優先事項として取り組むよう義務付けています。〔12の重大問題領域〕 1.女性と貧困 2.女性の教育と研修 3.女性と健康 4.女性への暴力 5.女性と武力紛争 6.女性と経済 7.権力と意思決定における女性 8.女性の地位向上のための制度的機構 9.女性の人権 10.女性とメディア 11.女性と環境 12.女兒

国籍法・戸籍法の改正

1985年の女子差別撤廃条約の批准に先立ち、我が国では、1984年に父系血統主義から父母両系主義の採用、配偶者の帰化条件の男女同一化等をもりこんだ国籍法及び戸籍法一部改正がなされました。しかし、非嫡出子＝婚外子差別や再婚禁止期間の存在等、性差別が是正されずに残されている部分もあります。

ジェンダー:Gender

一般的には、生物学的な性差を指す「セックス (SEX)」に対し、社会的・文化的につくり上げられた性差のことを指す言葉として用いられます。「男らしさ」「女らしさ」や「女(男)はこうあるべき」など、人々の意識の中に根付いた後天的な「性差」のことです。女性や男性が期待される役割や責任は、社会によっても、同じ社会でも歴史的に変わり得るもので、固定的なものではありません。また、「ジェンダー (GENDER)」は、性別間の不均衡な関係を含意しています。

食育

食育とは、子供たちや消費者が、自分の食について自ら学び、考え、自ら実践できるようになることを支援していくための取り組みです。

スクール・セクシュアル・ハラスメント:School sexual harassment

子どもを不快にさせたり、傷つけたりする先生の性的な言葉や行動をさします。「大人対子ども」「先生対生徒」という立場の強い者と弱い者の関係の中で起きるため、表沙汰になりにくいといわれています。

性別役割分担と新・性別役割分担

性別役割分担とは(男は仕事、女は家事・育児・介護)と性別によって役割を決めることです。このことは単に役割をふりわけただけでなく、社会生活の様々な分野で、男女それぞれの自由な生き方や能力発揮を阻害する大きな要因となってきました。そして、最近の女性の社会進出に伴い、女性の役割は拡大しながらも(男は仕事、女は仕事と家事・育児・介護)と女性は家庭責任を一人担ったまま仕事もするという(新性別役割分担)が新たな問題となっています。

セクシュアル・ハラスメント:Sexual harassment

主に、職場で行われるさまざまな性的いやがらせのこと。相手の意に反した性的な言動を行い、それに対する対応によって仕事を遂行する上で一定の不利益を与えたり、それを繰り返すことによって就業環境を著しく悪化させることをいいます。

男女共同参画社会

女性と男性が社会の対等な構成員として、自らの意志によって、政治、仕事、家庭、地域などのあらゆる分野に共に参画し、**均等に利益や責任を**分かち合う社会のことです。

男女雇用機会均等法

昭和47年7月1日に施行された「雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等女子労働者の福祉の増進に関する法律」の略です。募集・採用、配置・昇進、教育訓練、福利厚生、定年・退

職・解雇の5段階において、女子にも男子と均等な機会を与え、取扱いをするように規定しています。
また、本法は平成11年（1999年）に改正され、募集・採用、配置・昇進における男女差別が禁止され、違反した場合には事業主の責任が問われるようになりました。

ドメスティック・バイオレンス（DV）：Domestic violence

夫や恋人・パートナー等から女性に向けられる暴力のこと。「男性優位・女性従属」の社会構造や慣習から生じる女性に対する深刻な人権侵害であり、犯罪です。親子間や、同居の高齢者と介護家族の間にかかる「家庭内暴力」とは、区別されます。身体的暴力だけでなく、妻の存在を理由なく無視するなど、心理的に苦痛を与えることも含みます。配偶者からの暴力を防止し、被害者を保護するための法律が、2001年10月から施行されました。

ファミリー・サポート・センター事業

平成6（1994）年に仕事と育児（後に介護も加わる）の両立を手助けするため労働省（現・厚生労働省）が呼びかけた事業。保護者などのパートタイム就労や、出産、冠婚葬祭、急な残業や子どもの病気の際など、既存の保育や介護施設では応じきれない変動的、変則的な育児・介護需要に対応するために、地域における育児や介護の相互援助活動を行います。

メディア・リテラシー：Media literacy

メディアからの情報を主体的に読み解き、また、メディアを使いこなし、自ら発信する能力のことをいいます。一部のメディアにおいては、女性の性的側面のみを強調したり、女性に対する暴力を無批判に取り扱った情報が見受けられることも多く、一人ひとりがメディア・リテラシーを獲得することが望まれます。

ポジティブ・アクション：Positive action

過去における社会的構造的な差別によって現在不利益を被っている集団（女性や人種的マイノリティー）に対し、一定の範囲で特別な機会を提供することなどにより、実質的な機会均等の実現を目的とした暫定的な特別措置。男女共同参画社会基本法には「積極的改善措置」（第2条、第8条等）として法制化されました。

リプロダクティブ・ヘルス/ライツ：Reproductive health/rights

「性と生殖に関する健康/権利」のこと。平成6（1994）年カイロで開かれた国連の国際人口・開発会議から注目された考え方です。単に病気がないとか病的な状態がないということではなく、すべての男女が全生涯において肉体的にも精神的にも社会的にも健康で満足できる性生活を送ること、いつ何人の子どもを産むか、産まないかを選ぶ自由と権利をもつことなどが含まれます。この権利は男女双方に認められるべきですが、カップルの間で意見が異なる時は、妊娠や出産を行う当事者である女性の意見が尊重されるべきだと考えられています。